

〔論 説〕

米国の州司法長官の権限及び活動に対する 法学者の見解と、クラスアクション制度との比較

佐 野 つ ぐ 江

I 州司法長官の権限及び活動に対する法学者の見解

1. はじめに

州司法長官の活動に関しては、それを肯定的に捉える見解と批判的な見解がある。反トラスト法分野における州司法長官の活動には、伝統的に継承されてきた州司法長官の権限に加え、1976年、ハート・スコット・ロディーノ反トラスト改善法（Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvement Act¹、以下 HSR 法と略す）の制定によって、新たに反トラスト法上の執行権限が認められた。州司法長官の反トラスト法の執行権限に関しては、主にペアレンス・パトリー訴訟の役割に対する肯定或いは批判として理論が展開する。また、商品や役務を購入した末端の多数の消費者が少額の被害を受けた場合に、クラスアクションを提起しようとしても、価格引上げを行った違反行為者に対する彼らの原告適格は、間接的購入者であることを理由として否定されやすい。そのような間接的購入者を代表して州司法長官が加害者側を提訴する傾向が現れ、HSR 法には、州司法長官が間接的購入者を代表することまでの権限が規定されていると解釈できるのか否かでも、間接的購入者理論として、その是非の議論がある。

2. 州司法長官の役割

(1) Ryan 及び Sampen の見解²

Ryan 及び Sampen は、イギリスに由来するペアレンス・パトリーの権限が、米国において拡張されてきた背景と問題点を指摘し、肯定的な見解を述べた。

すなわち、州司法長官にのみ認められるベアレンス・パトリーの権限を、他の行政官や州の一部の官庁までが援用して、当該権限に基づく訴訟³が出てきたことや、州内の特定の個人或いはグループを代表した訴訟⁴が出てきたことにより、裁判所の判断が混乱していることを指摘して、裁判所も実務家も当該権限を熟知する必要があることを示唆した。そして、この混乱という現象に対しては、1982年のスナップ事件⁵の判決によって、州の準主権者として権限行使する要件が明確化された。この事件において裁判所は、州の準主権者の権限として、①州法を実施すること、②州のビジネスを含む州経済の利益のために活動すること、③州内の民間事業者の利益及び州民の利益を代表することの3点を挙げた。当該権限は、州司法長官にのみ認められる権限であること、そして、州民のうちの多数が救済を求めている場合、及び、個人の損害回復を目的とする法律に基づく請求の場合には、当該権限は認められるべきであるとした。実際に、スナップ事件以降の判例は、しばしばこの事件の判断を引用して、州司法長官の原告適格を認めてきている。

また、Ryan 及び Sampen は、近年の傾向として、州は違法行為者から消費者を救済する方法として、ベアレンス・パトリーの権限に益々頼る傾向にあるが、判例としてはベアレンス・パトリー訴訟が減少傾向にあるとし、その理由を以下のように述べている。すなわち、「ベアレンス・パトリー訴訟は、州司法長官による訴訟として一般化されてきており、当該訴訟であることを明記する必要性が薄れてきているからである」という理由による。なぜ、明記する必要性が薄れてきているかについて Ryan 及び Sampen は明らかにしていないが、この点については以下のことがヒントではないかと考えられる。

2004年、NAAGのスタッフである Cuevas 氏⁶からのヒヤリングによれば、「反トラスト法及び消費者保護法等、州司法長官が州民を代表して訴訟提起することが通常の訴訟形態となっている場合、及び法律にベアレンス・パトリーの権限が明記されている場合には、それらの訴訟がベアレンス・パトリー訴訟であることを明言することはない。さらに、反トラスト法は、州司法長官のベアレンス・パトリーの権限を認めており、同法の下で州司法長官が州民を代表して

違反事業者を提訴する場合は、ペアレンス・パトリー訴訟の形態を採ることが一般化している」ということである。

さらに、Ryan 及び Sampen は、クラスアクションとの比較において、ペアレンス・パトリー訴訟は迅速であり、訴訟経済面と訴訟手続面の両方において公正であり、公益保護の観点から勝っていると結論付けている⁷。

(2) Brunet の見解

Brunet は、クラスアクションは多数の被害を一括してその被害回復を請求する画期的な訴訟制度であるという認識が、一般的にも海外においても定着していたが、クラスアクションが増加すればするほど、同制度の欠点も多く見られるようになり、その欠点を補う制度として、ペアレンス・パトリー訴訟を提唱した⁸。クラスアクションを提唱した Dam 教授による 1975 年の経済分析⁹は、クラスアクションが訴訟費用を減少させること、被害者個人々が補償を得られやすいこと、そして不正行為の抑止という三つの有意の特徴を持つとした。しかし、1987 年、Coffee 教授は対照的に、クラスアクションの様々な問題点を指摘した¹⁰。通常の訴訟は依頼人が主体で弁護士は代理人であるが、クラスアクションの場合にはこの立場が逆転し、しばしば、弁護士は主体的立場を取り、クラスメンバーは、実質的に弁護士の訴訟追行を監視することができない機関という立場になる。それゆえ、弁護士は、クラスメンバーが実質的に利益を得なくとも成功報酬として自己の利益を得ることが可能であり、クラスメンバーの得る賠償金と整合しない結果を引き起こすこととなる。このような不公平な解決は、依頼人であるクラスメンバーによる効果的な監視が行われなかった結果であるとするのが Coffee の分析である。この分析は、法廷や学者の賛同を得てきたが、Brunet は、Dam と Coffee の分析を比較し、Coffee の指摘した問題点を緩和する方法を提示した。すなわち、Coffee の代理及び機関の問題は、政府の訴訟であるペアレンス・パトリー訴訟の場合には、たとえそれがクラスアクションの形態をとったとしても緩和されるとする。州司法長官が州民を代表してクラスアクションを開始した場合に、訴訟に関与するスタッフにつ

いて州の管理者は彼らを監視する能力を有する。州司法長官及びそのスタッフは、当然に法曹資格を有し、各州に多数在籍しており、彼らは互いに監視しあっている。州司法長官は、ペアレンス・パトリー訴訟において弁護士を雇って訴訟を支援させることがあり、この場合には州司法長官が弁護士を監視するので有益である。通常、クラスアクションはマスコミを含めた監視が行われないが、ペアレンス・パトリー訴訟において、弁護士を雇うか或いはクラスアクションの弁護士と協同で訴訟追行する場合には、裁判はマスコミの関心を引く。これは、すなわち公的な監視に等しく、州司法長官が注意深く弁護士を監視することを促すことになる。たとえば、ルイジアナ州司法長官はタバコ訴訟において弁護士を雇ったが、その契約には弁護士の費用についての保証がなく、賠償金について州の裁量権を維持した。また、オレゴン州のタバコ訴訟においても弁護士を雇い、成功報酬については低い率で契約した。これらは公的監視の好例である。州司法長官だけで行うペアレンス・パトリー訴訟においては、州司法長官は州自体であり、自らを監視する義務がある。ペアレンス・パトリー、クラスアクションどちらにも、公益追求団体によるか、訴訟参加による監視が行われる場合もある。ペアレンス・パトリー訴訟は、違反行為の重要な抑止力であり、それが全国レベルの場合には、訴訟に関連した費用の低さ・容易さにおいてはもちろん、非常に重要な抑止力となると結論付けた。

(3) Clayton 及び McGuire の見解

Clayton と McGuire は、連邦裁判所における州司法長官の活動を統計学的に分析して、州司法長官及び NAAG の役割の重要性を論じる¹¹。これまで、法律学の研究は、「連邦法務長官 (The Solicitor General) の戦略的な成果」というテーマが大部分であり、州司法長官に関する実証的な研究はあまりなされてこなかったことを指摘し、彼らは、1960年から1994年の間における最高裁に提出された法廷助言者としての州司法長官の活動の調査結果を発表した。それによれば、連邦最高裁において最も頻繁に訴訟に関与したのは、連邦政府の他には州司法長官であるという。1954年から1989年の間に州司法長官は、1,800

以上の事例において直接当事者となり、ほぼ4,000件で法廷助言者として活動し、6,500回以上の裁量上訴の申立を行ったという。過去における州司法長官の役割は、それに関する研究がこれまであまり行われてこなかったために、州政府を補佐する職員という程度に見られていた¹²が、1970年代以降、州司法長官の事務所はより多くのスタッフを抱え、組織としての機能を強化し、有能に変化していった。1970年代から1980年代初期にかけて、すべての州において州司法長官の予算は増額され、政府の財政支出の伸びを上回った。平均的な州司法長官事務所における法曹資格を有するスタッフの数は、1970年の51名から、1990年には148名以上、率にして約300%に増加し、同時期の平均的予算も612,089ドルから9,900万ドル、率にして約1,600%以上に増加した。このような州司法長官事務所のスタッフと予算の増加は、州の責任及び権限を増大させた大きな一要因といえる。Nixon政権及びReagan政権における規制の緩和と、中央政府が公約した規制撤廃は、議会をして連邦の命令を監督する権限を州にゆだねた。たとえば1970年から1990年の20年間に、州が主要な権限を保持できる47以上の法案を議会は通過させたことが挙げられる¹³。もうひとつの要因は、NAAGの存在である。NAAGは、特別なタスクフォースにより、全国レベルの訴訟において、巨大事業者或いは組織との訴訟を解決し或いは和解に導いた。マイクロソフト事件、及び1998年の48州に展開する五つのタバコメーカーとの和解がこれに相当する。当該和解は、州に対して総額206兆ドルの支払とタバコの販売や広告に様々な規制を要求し、タバコ産業に対する規制立法を妨げてきたロビー活動の記録を要求した。更にその和解内容には、NAAGが他の訴訟活動に使用するために150億ドルという空前の額の資金提供が含まれていた¹⁴。

以上のように、Clayton及びMcGuireは、州司法長官の活動に関する研究がこれまで行われてこなかったことを指摘し、おおよそ1980年代以降においては、州司法長官を取り巻く環境は、人員的にも予算的にも充実し、訴訟能力も格段に向上したことを、全国レベルの訴訟を例にして実証した。

(4) Firstの見解

First¹⁵は、州の反トラスト法の実施権限に批判的なPosnerの理論への反論という形で理論を展開する。すなわち、Posnerの批判は次の3点に集約されるという。第1点は、州はそれ自体の資源不足から連邦の反トラスト訴訟にただ乗りし、解決を複雑にしているとする（ただ乗り批判）。第2点は、州は反トラスト法違反行為者の潜在的な競争者となり得る、利益団体の影響に非常に支配されている（利益団体への偏重批判）。これは、被告となる事業者がある州に所在し、その競争者が別の州に所在している場合に、競争者が、自己の所在する州司法長官に対して被告を提訴するよう圧力をかけるという、特定の状況を設定している場合である。この状況における州政府の利益はその州に集中し、訴訟費用は別の州にかけるという無責任な州の活動を設定している。第3点は、州の公務員である法曹資格者は有能でないという理由である¹⁶（州の法曹資格者の無能力批判）。

第1のPosnerによるただ乗り理論は、事実に基づいていないと反論する。州司法長官が、単独訴訟或いは多州間訴訟の追行に努力してきたことは、多くの判例から明らかであり、彼はそれらの事実を無視しているだけである。特定の訴訟、たとえばビタミン訴訟における連邦の反トラスト法執行に、州が参加したという一部の事例のみを取り上げているのであろうが、それらの例であっても、Posnerのいうただ乗りではなく、その解決について複雑化させたという事実はない¹⁷。彼の理論の根拠となり得るのは、州と連邦の執行機関の協力関係が考えられる。しかし、この協力関係も1990年代初めに始まったことである。もし、単純に州がただ乗りしているとすれば、この協力関係がなぜ近年の傾向なのか、連邦政府がなぜそのただ乗りを許しているのか説明がつかないという。そして、この協力関係が築かれた理由の第1点は、「Reagan」政権時代と比較して、州の法執行と連邦機関の反トラスト法の実施目標が近年において近接してきたことである。1980年代の連邦の法執行と州の法執行は異なっており¹⁸、その当時州が連邦機関にただ乗りすることは不可能であった（ただ乗りするほどの執行もなかったといえる）。理由の第2点は、協力体制を築く

ほうがより強力な執行ができるからである¹⁹。

Posner の批判のうち第 2 の利益団体の影響については、反トラスト法違反行為者から州司法長官が非常に影響を受けやすいことを指摘する。一般的に言えば、ある市場競争に対する州政府の反トラスト法実施を利用する競争業者の能力は、EC 委員会、米司法省反トラスト局或いは FTC 等、すべての政府の反トラスト法実施機関にとって考えられることである。これは、すべての反トラスト法実施機関が同様の圧力に直面しているということである。競争業者は互いの情報及びその業界の情報に詳しく、彼らの保有する情報は、反トラスト法実施機関にとっても非常に価値のある情報である。一方、競争業者が実施機関に苦情を持ち込むのは公益を促進するためではなく、自己の業績を伸ばすという利害から申し立てるのである。州の反トラスト法実施機関が、当該苦情の真偽を確認し、適切な処理を行う能力を有することは必然のことである。Posner の指摘は、州内の事業者の苦情に対処するある州が、当該州の事業者を助けるために州外に拠点を置く競争業者を提訴する場合があることを根拠としたと思われる。しかし、その点のみを根拠とする Posner の見解は偏っている。

第 3 の州の弁護士が無能力であるとの批判については、約 20 年前、当時は巡回裁判所の裁判長であった First 自身がイリノイ州司法長官と会合したとき、彼は低賃金により有能な弁護士をスタッフとして雇うことができないと説明した。当時は、たとえ連邦政府であっても、反トラスト法の執行について十分な資源を持っていない状況にあった。資金不足により有能な法曹資格者を雇うことができないという、州のスタッフの能力の問題は、単に低賃金だけの問題ではない。民間の反トラスト法を専門とする弁護士の収入に比較して、政府の反トラスト法部門の賃金は低いものの、彼らのプロ意識のレベルは明らかに高いことは、判事を経験する Posner 自身が認識しているはずである。低賃金にもかかわらず、州の反トラスト法実施が活発であることのデータは彼らの高水準の能力を示すものであり、少なくとも彼らの活躍はその能力を測る基準となる。たとえばニューヨーク州では、一定期間に幅広い産業における反トラスト法違反行為者から賠償金を獲得した。ニューヨーク州の参加した多州間訴訟におい

では、2年間に約5億ドルを獲得し、ニューヨーク州の消費者や納税者に約3,500万ドルの利益をもたらした。Posnerの指摘するように、州のスタッフの能力が低ければ、これほどの成功をもたらすことは不可能であるとして、FirstはPosnerの批判に対して反論した。

次に、Firstは、州と連邦の実施機関が協力することの重要性を強調する。連邦機関は、刑事訴追や合併等に見られるように、地理的に広範囲の影響を与える事件に焦点を当てている。資金その他の制限から、連邦機関が一つの問題について、関係する地理的範囲内の各州についてまで調査等を行うことは困難である。地方の事件については、連邦機関よりもその州の実施機関のほうが、当該事件の関連市場に対する認識が豊富であることから、その点については州の執行機関に頼ることになるが、州と連邦の協力体制がなければ一つの事件として解決することは困難である。そして、そのような国家的な事件から地方の事件を分離することが困難な問題は、近年増加している。具体的な例では、病院の合併は非常に地方の問題であるが、健康管理は国家的な問題である。葬儀は非常に地方的であるが、葬儀業界は5大陸にまたがって取引を行う事業者によって支配されている。電話事業者の合併は、直接に州内の消費者や他の事業者に影響を与えるが、その事業活動はグローバルに分岐している。これらの事件のうち、連邦の実施機関に一任できるものではなく、連邦と州の協力が不可欠である。また、州の反トラスト法実施のための資金を、純粋に地方の違反事件のみに使うことは、必ずしも適切ではない。地方の競争者間の価格拘束協定を調査することに比較して、州のすべての消費者に影響を与える大規模な企業結合の調査に参加することの方が、州の消費者に利益をもたらす可能性がある。これは、州外に影響を与える特定の事件については、活動を控えるという理由にならないということである。

過去60年間の州の反トラスト法実施における一貫した方針は、反トラスト法違反による金銭的損害を回収する努力である。州のペアレンス・パトリーとしての役割は、決して連邦の実施と抵触するものではなく、州の反トラスト法実施の核心であることは、疑いのない事実である。ペアレンス・パトリー訴訟

は、消費者に利益を与え、反トラスト法違反の抑止効果となり、州の得た賠償金の分配は、州の反トラスト法実施の価値を図るよい指針であり、その充実性を理由付けるものであるとした。

(5) Calkins の見解

Calkins²⁰ は、1993 年から 2002 年の公報から各州の訴訟報告を取り出し、それらの訴訟がローカルで地方的な訴訟であるかどうか、州司法長官が公共団体を代表しているかどうか、勝ち取った賠償金を個々の被害者に直接分配或いは間接的分配することの努力がなされたかどうか、ということに焦点を当てて統計を取った。そして、訴訟の総数・・・213、ローカルな訴訟・・・174(82%)、公共団体の訴訟・・・59(28%)、消費者への賠償金分配・・・29(14%)、という結果をだした。これらの数値から、州の反トラスト法の執行は圧倒的にローカルであるとの結果を導いている²¹。そして、その分析から、州は連邦の反トラスト法執行機関に、地方市場の現実を知らせるという重要な役割を果たしているとする。

すなわち、州司法長官は、地域市場と州及び地域制度を熟知し、それらの適格な代表者として活動し、州の被害者個人に賠償金を分配する能力を有するという点において、連邦の役割に比較して優位であるとする。そして、反トラスト法の執行は、実質的には地域市場の競争に焦点を当てているとする。なぜなら、FTC に寄せられる苦情の約半分は、食料品店、ガソリン、小売店、建設工事、天然ガスの輸送、そして健康管理といった地域市場が含まれる問題だからである。地域の競争状態についての熟知は、反トラスト法の効果的な執行に不可欠であるが、連邦或いはワシントンに拠点を置く連邦の反トラスト法執行機関は、現在の市場力学や歴史についての熟知に限られる。したがって、地域市場の違反行為に対しては、州の執行機関が率先して執行することが合理的であるとの認識が連邦機関にあるとする。他方、地方機関は、連邦の執行者よりも身近な州の司法長官に対して信頼を持っており、地方の諸官庁が被る或いは与えうる反競争的な害に対しては、州司法長官が防御・援助者であると位置

づけているとする。そして、Calkins は First と同様に、州及び連邦の執行機関は長い展望で協力体制を維持しなければならないことを強調する。

(6) Posner の見解

州司法長官の役割やペアレンス・パトリー訴訟に対して、Posner は一貫して否定的な見解を發表している。前述した First の主張は、2001 年の Posner の論文に対して反論を行ったものであるが、Posner の新しい論文²²は、1976 年から 2000 年までの間の州の提起したペアレンス・パトリー訴訟を分析することによって、その数値に基づいて州司法長官の活動を批判した。

以下の表は、HSR 法が制定されてから 27 年間のペアレンス・パトリー訴訟について、Web サイト・West Law を検索して集計した結果であるが、概略では、2 分の 1 の州がペアレンス・パトリー訴訟を提起することが少ない。これらのデータから推測すると、州司法長官のペアレンス・パトリー訴訟は、連邦反トラスト法の執行において、あまり意味を持っていないとした。

① 年代別事件数

1976 年(11件)、1980(7件)、1985(12件)、1990(18件)、1995(15件)、2000(7件)、合計 77 件。

② 州単独によるペアレンス・パトリー訴訟 53 件。

③ 多州間によるペアレンス・パトリー訴訟 24 件。

④ ペアレンス・パトリー訴訟の被告が当該州の居住者であることの割合。

被告の居住地	州単独訴訟	多州間訴訟	合計
全てが州内居住	24 件	5 件	29 件
一部が州内居住	5 件	7 件	12 件
全てが州外居住	24 件	12 件	36 件

Posner の批判は、概略次のようである。州司法長官は州自体ではなく、彼らは知事から選任された行政官であることから²³、行政官の当然の野望として、

地方の強力な事業者や他の選挙区といった、自らの利益となる訴訟を提起するという動機がある。次に、州司法長官は州政府の一部ではないことから、州立政府からの資金援助を得る力量に欠ける。その結果、彼らは慢性的に予算不足であり、多くのスタッフを雇って専門分野に特化し、或いは優秀な法曹資格者を雇うことができない。このような弱点は、連邦反トラスト法のように高度技術を必要とする法律の専門分野においては重大な欠陥である。州司法長官は、これらの弱点をカバーするための戦略として、州の住民でない競争者や事業者の費用において、州内の政治的に有力な住民や事業者の利益を促進するような訴訟を提起することになる²⁴。したがって、彼らの活動は、州に利益となる和解や多額の賠償金をもたらす訴訟に限定されるか、他の州と共同で訴追することとなる。彼らがペアレンス・パトリーとして提起する訴訟は、一般的に州の住民に対して金銭を分配するものが多く、彼自身が弁護士費用を収受するにもかかわらず、ファンドの残金は彼の裁量により慈善のために貯めておくことになる。このような賠償金の利用は、次期の選挙を自己に有利に導くという、彼らの政治的課題を前進させるためのものである。州司法長官の提起する訴訟はしばしば全国レベルの大規模訴訟になることがあり、それによって彼らは大きな資源を獲得する。また、マイクロソフト事件のように、司法省が提起した反トラスト訴訟に対して、並行して訴訟提起することで司法省と共に訴訟追行を強化しているが、これは司法省の投資へのただ乗りともいえる。時には莫大な賠償金を獲得することもあるが、根本的には、資本が限られていることや他の理由により、ペアレンス・パトリー訴訟は非常に減少している。結論として、州司法長官がペアレンス・パトリー訴訟を提起する権限は、連邦機関がそれを許すことの理論的根拠はどこにもなく、先に示した数値から、必要のない制度であるとした。

(7) その他の批判的見解

Ratliff は、第 1 に、州司法長官が提起する訴訟を効果的に追行するために、弁護士を雇うことについて批判した²⁵。すなわち、州司法長官は効果的な訴訟

追行のために弁護士を雇い、その費用を賠償金から支払うことになり、結果的には、州司法長官の能力不足を被害者が負担する形になっているとする批判である。第2に、州司法長官のペアレンス・パトリの権限が拡張されてきた結果の矛盾点を指摘する。すなわち、州司法長官は、一方では、あまりに積極的な訴訟追行により、主張した違法行為とは無関係なほどの解決をもたらすことがあり、他方で、クラスアクションの弁護士に優先して州司法長官の権限を行使することの積極性に欠けるとし、このような矛盾の解決策として、州司法長官の排他的な権限を緩和することを挙げた。

Ratliffの指摘する矛盾と、そこから導いた結論については、判然としないものを感じるが、州司法長官の権限を緩和するべきであるとの見解は、Posnerの見解に通じる。

次にDanaは、州司法長官が弁護士を雇うことに関して、州司法長官は公益を第1目標とするのに対して、弁護士は私益を第1目標とすることから、訴訟に対する両者の利害の点から批判した²⁶。すなわち、弁護士は、違法行為を行った企業に対する訴訟においてはエキスパートであり、州司法長官にとっては訴訟追行に非常に効果的である。しかし、弁護士の訴訟追行における忠誠心は、州司法長官という公的な依頼人に対する場合と、個人の依頼人に対する場合とを区別しているとする。州司法長官がペアレンス・パトリ訴訟において第1目標とする公益は、必ずしも賠償金を最大限に得ることではなく、金銭賠償でない解決の場合があることに対して、弁護士にとっての第1目標は、最大限の金銭賠償を得ることであるからである。

3. 間接的購入者理論

わが国においては、被害者が直接購入者の場合と間接的購入者の場合を分けて、損害賠償請求権の有無を判断することはない。これは、民事訴訟法上、給付の訴えでは当事者適格を問題としないことによる。民法上の損害賠償の範囲においても、直接損害と間接損害の区別は不明確であるとして、損害の原因となった違法行為と、結果である損害の関係が証明できる範囲内で損害賠償を認

めるという主義を採用している²⁷。米国州において、間接的購入者理論は、被害者の救済を重視するか或いは二重賠償の危険を避けるかという両極端の見解から問題となってきた。特に、HSR 法制定の翌年に出されたイリノイ・ブリック事件連邦最高裁判決²⁸以後は、メーカーから配給業者・小売店等を通じてある商品を購入した消費者が、当該商品の価格拘束を理由にメーカーを反トラスト法違反で提訴しても、価格拘束を理由として原告適格を有するのは、被告側から直接購入した者だけであるとの判断が出された。しかも、先に出されたハノーバー・シュー事件連邦最高裁判決²⁹は、価格拘束により訴えられたメーカーが、販売業者である原告の主張する超過請求による損害は原告の設定した小売価格に転嫁されているから、原告の損害はないとの抗弁を否定している。イリノイ・ブリック事件は、先の判断である損害転嫁の抗弁が否定されるのであれば、超過請求の損害が最終購入者である消費者に転嫁されても、それを理由として第2段階、或いは第3段階上のメーカーに損害賠償を求める権限はないと拒否したのである。その後、この事件に関する論文は、間接的購入者の損害賠償請求を否定したイリノイ・ブリック事件判決の壁を如何にして乗り越えるかという議論を展開した³⁰。それらの多くは間接的購入者理論に否定的な理論であり、州は、間接的購入者の損害賠償請求権を確立するために、多くの州で州法として修正立法し、活発な訴訟展開を行ってきた。なぜなら、州は、あらゆる商品や役務の最終的購入者となる一般市民の損害を救済するという、州のペアレンス・パトリーとしての役割を果たす義務があるからである。それ以上に重大なことは、州自体が公立の病院、学校、刑務所等の機関において、あらゆる商品・役務をメーカーから流通業者を通じて購入する間接的購入者だからである。

(1) Harriman の見解

HSR 法が制定されて6年後、Harriman は、反トラスト法のペアレンス・パトリー訴訟は間接的購入者の救済のために有効であるとした³¹。すなわち、HSR 法の規定は、自然人が直接購入者か間接的購入者かの定義を明確に示し

ていないが、立法過程における法案は、クレイトン法4条に規定された権限を促進するよう意図されたことを示しており、議会はその権限に間接的購入者も含まれることを認識していたとする。その理由として、法案立案者の一人である Rodino 議員は、下院において、彼の所見として間接的購入者を含む意図を表明したとする³²。

また、Harriman はイリノイ・ブリック事件以後のいくつかの判例から、裁判所は間接的購入者という認定を回避する方法を模索していると分析した。すなわち、デンスモア事件³³における連邦地裁は、イリノイ・ブリック判決による制限の射程範囲は価格拘束の共謀の中にいる原告のみであり、第1あるいは第2の分配段階での共謀には及ばないとした。イリノイ・ブリック原則の下では、デンスモア事件における原告の購入が、ストーブの製造業者と販売業者間の価格拘束の共謀から、直接になされた場合のみに原告は訴訟提起できることになる。基本的に同地裁は、反トラスト法違反の訴訟提起のために、州司法長官が直接購入者を代表するか、イリノイ・ブリック判決の適用外となる購入者を代表するべきであると信じ、イリノイ・ブリック連邦最高裁の明言した政策的考慮³⁴を排除する例外に注目したとする。このデンスモア事件判決と同様のアプローチは、ペトロリウム事件³⁵、トヨタ自動車事件³⁶でも採られたと分析した。そして、Harriman は、ペアレンス・パトリー訴訟はイリノイ・ブリック原則の例外であると認識すべきであり、州司法長官は直接間接を問わず、消費者のために反トラスト法違反を原因として訴訟提起できると結論付けた。

(2) Calkins の見解

Calkins は、イリノイ・ブリック事件以後、間接的購入者の救済のために多くの州が法改正を行ったことを調査した³⁷。すなわち、イリノイ・ブリック事件以後、同事件の原則の反対者による一連の立法、或いは州の消費者保護法及び不公正取引規制法によって、2003年現在、米国全州の70%以上の間接的被害者が州法の下で救済を得ることができるようになった。そして、連邦法と州

法の間接的購入者理論に関する緊張は、近い将来において解決しなければならない問題であり、その解決への糸口は、州がそれに向けて熱意を持って働きかけることを強調した。

4. 検討

(1) 間接的購入者の問題

間接的購入者理論とそれを導いた判例については、既に拙稿³⁸において述べたところであるが、1990年のユティリティパイプライン事件においてイリノイ・ブリック事件を確認する形で間接的購入者の原告適格は否定された。このユティリティパイプライン事件は、イリノイ・ブリック事件以後の州司法長官と裁判所の努力を無視したかのような判決であった。

この事件の概要は、以下の通りである。天然ガス供給業者数社と天然ガス購入者が、パイプライン業者および天然ガス製造業者5社に対し、被告らが共謀して天然ガス価格を引き上げたとして、違法な超過価格とそれによる顧客の減少を理由とする3倍額損害賠償請求訴訟を行なっていたところ、カンサス州とミズーリ州がそれらの州内に居住する当該天然ガス供給業者から天然ガスを購入した自然人のために、ペアレンス・パトリー訴訟を提起し、2事件が併合された。連邦地裁の判断は、天然ガス供給業者はたとえ超過価格の一部あるいは全額をその顧客に転嫁したとしても、反トラスト法の損害を被った直接購入者として原告適格があり、間接的購入者は原告適格がないとして、2州のペアレンス・パトリー訴訟を退けた。控訴審も連邦地裁の判断を支持した。連邦最高裁は、5対4の近似差で下級審の判断を認めた。多数意見は、ハノーバー・シュー事件判決、イリノイ・ブリック事件判決を援用し、天然ガス供給業者は直接購入者として反トラスト法上の損害を受け原告適格があるが、その供給業者から天然ガスの供給を受けた間接的購入者は反トラスト法上の損害を受けておらず原告適格はなく、またペアレンス・パトリー訴訟を認めたクレイトン法4c条も手続法上の規定であって新たな実体法上の責任を規定したものではないとして、2州からの損害賠償請求を棄却した。同判決は、原告適格を直接購

入者に絞ることを支持する理由として次の三つをあげている。①間接的購入者への転嫁額を決定するには、きわめて広範囲の要因を分析することが必要であり、その立証は実質的に不可能であり、事業者の価格決定に影響を及ぼす。②転嫁の抗弁を認めると、直接購入者の受け取る損害額を減らすことによって、直接購入者の訴訟追行意欲を失わせることとなり、クレイトン法4条の効果的な運用を妨げる。③間接的購入者に原告適格を認めると、被告に対して重複した損害額を支払わせるという危険を及ぼすことになる。これに対して反対意見は、クレイトン法4条制定時において議会が意図したことは、反競争的行為の被害者がその賠償を受けることであった。ブルーシールド事件判決³⁹で示されたように、同法4条の文言は「拡張的な救済」を目的とするものであり、損害を受けたとする購入者の段階によって区別するべきではない。イリノイ・ブリック判決において、特定の間接的購入者がその原告適格を否定されたのは、かれらの主張した違法な行為による損害が認識されなかったからである。本件における問題は、ガス供給業者から違法な超過価格をすべて転嫁された末端購入者による訴訟を、イリノイ・ブリック判決が禁止するのかどうかである。違法な超過価格がすべて末端購入者に転嫁されたことは、被告らの供述から明らかである。イリノイ・ブリック判決が間接的購入者の原告適格を否定した理由は、違法な超過価格が数段階における購入者間に分散された場合に、3倍額の賠償金を分配するという取捨のつかない問題が起こることを避け、被告に課される膨大な責任を回避するためであった。本件の場合には、ガス料金は法律によって決められており、供給サービスにかかる費用、パイプラインからガスを購入して顧客に再販売する費用等があらかじめ設定され、それらの費用が消費者に転嫁されることも、法律が要求していることである。原告は、ガス供給業者がパイプラインに対して違法に高い価格を支払ったこと、及び超過金額を証明しなければならないが、それらは原告に送られてくるガス料金請求書に記載されている。本件のように、間接的購入者への違法な超過価格転嫁が「完全に証明可能」な場合には、イリノイ・ブリック判決が回避しようとした問題はない。したがって、本件における間接的購入者は、原告適格を有するとするべき

である。

この事件における多数意見は、イリノイ・ブリック理論をそのまま引用して述べている。このことは、事例ごとに解釈する必要はなく、客観的に間接的購入者の請求に対しては門前払いすることを意味する。それに対して、反対意見は事例ごとに判断する方法を採っている。連邦の司法長官からは、下級審の判断を是認する法廷の意見書が出され、46州の司法長官からは、反対意見の法廷の意見書が提出された。この事件の発端は、パイプライン事業者と天然ガス事業者が供給業者から訴えられた事件であるが、最終購入者がメーカーと販売業者の共謀を主張することにより、直接購入者としての請求をするという方法を採用することができなかつたのかという疑問が残る。また、異なる観点からすると、原告2州は共に単独の訴訟が活発な州ではない。カンサス州は、25年間で1度しか単独訴訟がなく、ミズーリ州における単独訴訟の回数が若干増加したのは、1990年代以降に反トラスト法の州司法長官が交代した後である。この事件前後から、2州は全国レベルの訴訟において勝訴している。いずれにしても、州の間接的購入者の訴訟に関する連邦最高裁の判断は、この事件以後出されていない。その後、多くの州において、消費者保護法及び不公正取引規制法による間接的購入者の原告適格を認める修正或いは立法がなされ、2003年には米国の70%以上の間接的被害者が州法の下において救済を得られるという⁴⁰。カリフォルニア州においては、1980年代から間接的購入者の原告適格を認めてきた⁴¹。マサチューセッツ州⁴²、メリーランド州⁴³及びニューヨーク州⁴⁴は、1980年代に間接的購入者の損害賠償請求を否定していたが、1990年代の全国レベルのペアレンス・パトリー訴訟において、直接或いは間接を区別することなく損害賠償を認めたことにより、これらの州も間接的購入者理論は排斥されたといえよう⁴⁵。ミネソタ州⁴⁶は、1984年に州法を改正し、間接的購入者の原告適格を認めた。近時の判例⁴⁷においても、間接的購入者がクラスメンバーに含まれることを理由としてクラス認可を否定した地裁の判断が覆されている。

肯定的見解を述べた Harriman は、州司法長官に与えられたペアレンス・パ

トリーの権限が直接或いは間接に関係なく、消費者の救済に有効であるとする。

(2) 私見

Posner の理論は、ペアレンス・パトリー訴訟に対する批判において、その理由付けが明確でなく、Web サイトで調査した事件数を示して訴訟数が多くないことを理由として、ペアレンス・パトリー訴訟の必要性はないという結論を出している。他にも、ペアレンス・パトリー訴訟があまり活発でないと述べているものがあるが⁴⁸、彼らがそのように推察した根拠は、Web サイトで“Parens Patriae” の文言を入力し、検索して出てきた事例のみをカウントしたことによるものであると思われる。

筆者は、二つの方法でペアレンス・パトリー訴訟を網羅的に検出することを試みた。ひとつは、Posner 等と同じ Web サイトによる検索であり、他の方法は、反トラスト関連の判例集 Trade Cases による検索である。どちらの場合も、① Parens Patriae の文言による検索、②州或いは州司法長官を原告とする訴訟の検索、③州司法長官の文言による検索と、3 通りに判例を検索した。対象とする年代は 1980 年から 2004 年までとし、上記方法により約 900 件の事件が検出された。次に、それらの事件において連邦法のペアレンス・パトリー規定を引用する事件、及び各州法のペアレンス・パトリー規定を引用する事件を検出することにより、ペアレンス・パトリー訴訟の件数を確認した⁴⁹。そして、ペアレンス・パトリー訴訟以外に分類される大多数の訴訟についても、各事件の内容を確認した。以上のように、州司法長官による反トラスト法関連の訴訟を網羅的に検索していくと、州のペアレンス・パトリー規定に基づいて訴訟提起した事例は州法の条文のみを引用している場合がある⁵⁰。また、「州民を代表して」或いは「州民の利益を代表して」という文言のみで条文の引用はないものの、事件の実質的解決は州民の被害救済であり、ペアレンス・パトリー訴訟と州訴訟との差異が見られない事例が多く存在したことも、上記分析による結果である。このように、実際には米国の学者がカウントした以上の実質的なペアレンス・パトリー訴訟事例が存在するのである。したがって、Posner の

分析した数値は正確性に欠けると共に、Posner の示した数値から彼の批判したような顕著な傾向を読み取ることはできない。要するに、Posner の分析は表面的なものに留まるといえる。

次に、州司法長官は自己を選挙により選出した、州民の利益となる方向に訴訟を展開する、州内の事業者の利益となる訴訟を選別することにより、結果的に州司法長官事務所の資金不足を補っていると批判する。州司法長官は公務員であり、その活動資金は州の財政によって賄われるのであるから、民事上の請求に関して訴訟を提起する場合には、通常は責任が極めて明白である場合と賠償額が大きい場合とに限られるという可能性はある⁵¹。確かに、州司法長官は勝訴した場合に、弁護士に比較して少額であるとしても自らの弁護士費用を受取る。しかし、その点を取り上げて、州や自らの利益のために訴訟を恣意的に選別していると判断するのは誤りである。これまで分析した判例は、訴訟において敗訴した被告事業者に対して、わずかな訴訟費用或いは調査費用の支払のみを命じた事例も少なからず見られることから、州司法長官による訴訟は、自らの利益を優先したのではなく、むしろ反トラスト法の厳格な執行を実現していると捉えることが可能である。さらに、州司法長官の活動の中でペアレンス・パトリーの権限のみについて、訴訟数の少なさをもって当該権限の意義を否定する根拠とはならない。この点も、州司法長官による訴訟の分析を見る限り、それらの訴訟形態がペアレンス・パトリー訴訟であるか否かに係らず、訴訟数と違反行為者に対する金銭的制裁の額から、州司法長官の活動の意義は証明済みである。

仮に、州司法長官の役割に対する批判を認めて、ペアレンス・パトリーの権限を剥奪するか、或いは州司法長官の権限を縮小した場合には、どのような変化が起り得るであろうか。第1に考えられることは、訴訟数の減少である。事業者のコンプライアンス体制の拡充により、摘発件数の減少・訴訟の減少に至ることは望ましいことであるが、州司法長官の権限を縮小したことにより、違反行為に対する取締りが行き届かなくなることの結果として訴訟が減少するのであれば、多数の少額被害の救済は停滞することになる。それはそのま

ま、事業者には違反行為のやり得感を植えつけることになり、全体的な反トラスト法の執行を停滞させることになるであろう。そのような政策の失敗は、既に1980年代の「Reagan」政権において経験済みである。第2に、州司法長官による訴訟において弁護士を依頼することへの批判に対しては、たとえば、ルイジアナ州及びオレゴン州の司法長官によるタバコ訴訟に見られるように⁵²、契約において成功報酬を低く設定する、或いは賠償金に対する州の裁量権を確保する等により、被害者に分配されるべき賠償金が弁護士費用のために減少しないための策を講じることによって、払拭することは可能である。

反トラスト法の連邦執行機関の機能には、個々の被害者への直接的な救済がないことから、それらの被害は私的訴訟に委ねられてきた。州司法長官の活動は、多数の少額被害者の直接救済と、地方の反トラスト法の執行という機能を果たしている。州司法長官の権限を緩和するという意見は、連邦の執行機関と州の執行機関が実質的に役割分担されている機能をゆがめることにつながるもので、現実的ではない。

II クラスアクション制度

1. クラスアクション制度の概要

(1) クラスアクション制度の歴史的概観

米国のクラスアクション制度は、イギリス法における代表訴訟⁵³に由来し、米国において独自に発展してきた制度である。クラスアクションとは、ある違法行為により複数の者が損害を受けた場合、この複数の者のうち特定の者が加害者を相手として損害賠償請求訴訟を提起し勝訴判決を得れば、同じ違法行為によって損害を受けた他の被害者も、この勝訴判決の恩恵を受けて、裁判過程を経ないで損害賠償を得られるというものである⁵⁴。特に3倍額賠償制度を設けて、判例を集積することによって判例法を形成してきた反トラスト法の分野では、損害の請求額も少額である多数の消費者にとっては有効な救済手段とされた⁵⁵。クラスアクション制度自体は反トラスト法のみを目的とするもので

はなく、あらゆる法分野において取り入れられている制度であり、近年においては、諸々の事業者の出資によって設立された財団が特定の事業者の不法行為を追及する公益訴訟（pro bono activity）や、PL 関連訴訟等にも利用されている⁵⁶。

歴史的には、17世紀のイギリスにおける地主に対する多数の小作人らの集団、或いは、ある村の家主に対する借家人の集団というように、社会的実体として存在する集団の紛争を起源とする⁵⁷。彼らの紛争の特徴は、各個人の資力と要求は小さいが法律上及び事実上の問題は同じ経済的な解決であったことであり、彼らの要求はまとめて代表者に託されて chancery courts⁵⁸ に提訴された。同制度は、そのような個人々の集合した大きな集団の、訴訟適格を無効としないための手続き的な方法を供給する必要から生まれたエクイティの発明とされる⁵⁹。そして、この制度が米国の州裁判所に取り入れられたものであり、1848年にフィールド法典として制定され⁶⁰、28州がそれを採用した⁶¹。同制度が連邦の制度として最初に法典に載ったのは、1912年の連邦エクイティ規則38条である⁶²。1938年、James W. Mooreが新しく連邦のクラスアクションの規則を起草したのが、初期の連邦規則23条である。これは Moore 規則と呼ばれ、非常に抽象的で適用が困難なために酷評された。1966年に同規則が改正され、初期の3つの要件はクラスアクションによる訴訟追行を保証する機能テストに変更された。現在の連邦民事訴訟規則23条（Federal Rules of Civil Procedure）は初期の同規則を修正したものであり、現在38州が採用している。アラスカ、ジョージア、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ロードアイランドの5州は初期の同規則を採用し、カリフォルニア、ネブラスカ、サウスカロライナ、ウィスコンシンの4州は古い前記法典による規則を採用し、ミシシッピ、ニューハンプシャー、ヴァージニアの3州は正式の規則がないにもかかわらずコモンロー上のクラスアクションを可能としている⁶³。

現在の連邦民事訴訟規則23条は、次のようにクラスアクションの要件を掲げている。同規則23条(a)項は、以下の4つの要件を充足した場合にのみクラスアクションの提起を認める規定である。

Rule.23(a)

- (1) クラスメンバーの数が多く、併合の実行が困難であること。
- (2) クラスに共通する法律上或いは事実上の問題が存在すること。
- (3) クラス代表当事者の請求或いは抗弁がクラスの典型的な請求或いは抗弁と合致すること。
- (4) 代表当事者がクラスの利益を公正かつ適切に保護すること。

次に、23条b項は、前記a項の要件を充足しかつ以下の3つの事項のいずれかに該当した場合に、クラスアクションを維持することができる」と規定している。

Rule.23(b) :

- (1) クラスのメンバーによるまたはクラスのメンバーに対する個別の訴訟が
(a)クラスに対する相手方当事者に、矛盾した行動基準を与えることになる場合、或いは、(b)訴訟に参加していない他のクラスメンバーの利益を損なうおそれを生じさせることになること。
- (2) その訴訟が、全てのクラスメンバーに影響する、クラスに対立する相手方当事者の行為について、差止判決或いは宣言的判決を必要とすること。
- (3) クラスメンバーに共通する法律上、事実上の問題が、個々のメンバーにのみ影響を与えるいかなる問題よりも優勢であること、そしてクラスアクションが争点についての公正かつ効率的な解決のための他の利用可能な方法よりも優れていること。

次に、23条c項は、裁判所に対する、クラスアクションが維持されるか否かの許可命令、通知等について規定している。

Rule.23(c) :

- (1) クラスアクションが提起された後、裁判所は速やかに当該クラスアクションが維持可能か否かを、命令により決定しなければならない。

- (2) 裁判所は、b(3)項に基づいて維持されたクラスアクションのメンバーに対して、合理的な手段を通して確認可能な全てのメンバーに対する個別の通知を含め、最良の通知を与えるよう命令しなければならない。各メンバーには以下の内容の通知がなされる。
- ・ 期日までにメンバーが要請した場合には、裁判所は当該メンバーをクラスから除外すること。
 - ・ 除外要請を行わなかった全てのクラスメンバーに判決の効力が及ぶこと。
 - ・ 除外要請を行わなかったメンバーは、希望すれば弁護士を通じて訴訟参加できること。
- (3) 本条(b)(1)項または同(b)(2)項に基づいて維持されたクラスアクションにおける判決は、勝訴・敗訴にかかわらず、裁判所がクラスのメンバーであると認定した者を、裁判所は判決に記載しなければならぬ。同(b)(3)項に基づいて維持されたクラスアクションにおける判決は、勝訴・敗訴にかかわらず、同(c)(2)項に基づく通知がなされ、除外要請をせず裁判所がクラスのメンバーであると認定した者を、裁判所は判決に記載しなければならない。
- (4) 適切な場合には、(A)特定の争点に関してクラスアクションとして提起或いは維持されること、(B)クラスがいくつかのサブクラスに分割され、各サブクラスが一つのクラスとして取り扱われる場合があり、本規則の条項はそれに応じて解釈され適用される。

連邦民事訴訟規則 23 条は以上の内容を規定している⁶⁴。要するに、前記(a)項は、共通する被害が多く広範囲に発生していてそれらの被害者個々人の意思を確認するには困難があるために、それらの被害者を代表して原告となった者の適格性について規定している。次に(b)項は、クラスアクションの形式を採ることの必要性について規定している。(c)項は、クラスアクションが提起された裁判所の手続を規定している。クラスアクションが認められた後、実際の

原告にとって大きな負担となるのは、同条(c)項の通知要件である。すなわち同(c)項は、原告に対して原告の負担ですべてのメンバーへの通知を義務付けている。この通知要件の負担を賄うことのできない原告は、クラスアクションを遂行することが不可能であった。この通知要件について問題となった事件が、後述する Eisen 事件⁶⁵である。

(2) クラスアクションの和解手続き

クラスアクションの代表原告が弁護士を代理として州裁判所或いは連邦地方裁判所に提訴されると、原告クラス及び被告側の双方の弁護士は、裁判所に対して当該クラスを認可するか否かの判断を求める。裁判所は、通常はクラスを認可する前に和解を考慮するので、クラスの認可手続は延期されることが多い⁶⁶。この点は、前記連邦民事訴訟規則 23 条(c)(1)項が直ちにクラスの認否を決定する旨規定することと矛盾するが、和解を念頭に置いた場合には、原告と被告の双方に資料の提出を求めたり、妥当な和解内容に至るまで両当事者間の交渉に時間がかかるようである。和解交渉を進めて両当事者間に合意が得られると、その和解内容は裁判所に示され、裁判所が当該和解内容をフェアであると判断すると、クラスアクションは和解のみのために条件付で認可される。その後、裁判所は、クラスメンバー全員への通知を一斉にするように指示する。ここまでの流れは、暫定的なクラスの認可と和解である。そして、裁判所は、通知された内容に対して異議のあるメンバーにクラスの承認及び和解の公正性を説明し、それらの者が脱退するか否かの判断をさせることになる⁶⁷。

クラスアクションを和解に導く動機付けは、必ずしも原告側弁護士が自己の利益を優先するために行われるようになったものではなく、裁判所の側にも和解を誘導するという傾向があったわけである。

2. Eisen 事件の概要

1966年5月2日、原告 Morton Eisen は、ニューヨーク証券取引所の端数株(10株未満)取引業務の99%を取り扱っていた Carlisle & Jacquelin 及び

DeCoppet & Doremus 社ならびに同証券取引所を被告として、1962年から4年間に同証券取引所を通して端株の売買をした全ての者を代表して、連邦民事訴訟規則 23 条によるクラスアクションを提起した。その主張によると、前記 2 社に対しては、端数株取引を独占し、かつ端株取引につき差別額を設けたことはシャーマン法 1 条及び 2 条に違反するものであり、その違反行為によりクレイトン法 4 条に基づく 3 倍額損害賠償の請求をした。また証券取引所に対しては、かかる差別額の取締りをなさず、投資家保護を怠ったとして、1934 証券取引法 6 条及び 19 条に基づく損害賠償の請求をした（平均の損害額は 1 人あたり 3 ドル 9⁹/₁₀である）。本件での争点は、クラスアクションとしての維持可能性、個別の通知の要否及びその費用の負担、一括賠償の可否についてであり、クラスアクション訴訟制度の抱える解決困難な問題に対して地裁と高裁を往復し⁶⁸、ついに最高裁の判断が下された事例として、注目を集めた事件である。

〔1974 年 連邦最高裁 Powell 判事の意見〕

「この訴訟における重大な事実は、原告個人の損害額がわずか 70 ドルに過ぎないことである。この複雑な反トラスト訴訟においてそのような少額賠償では、訴訟を引き受けようとする他の弁護士はいないであろう。経済的な判断からすると、この訴訟をクラスアクションとして続行することは不可能である。これまでの地裁及び高裁の論争は、経済的な判断への反対の立場から、規則 23 条の要件を理由として、本件訴訟を引き伸ばし、地裁及び高裁における非常に複雑な判決をもたらした。地裁の通知問題についての結論は、規則 23 条(c)(2) 項の要件を充足していない点と、通知費用の支払を被告に命じた点について誤りである。規則 23 条(c)(2) 項によると、同条(b)(3) 項によって維持される全てのクラスアクションは、各クラスメンバーが訴訟からの除外の権利と弁護士を通じての訴訟参加の権利を有すること、さらに除外を申し出なかった全てのメンバーが有利不利を問わず判決に拘束されることの助言を受けなければならない。そして裁判所は、合理的努力によって判別できる全てのクラスメンバーに対する個別の通知を含み、当該状況下における実行可能な最善の通知をクラ

メンバーに与えるよう指示することを要求されている。これは誤解の余地がないほど明白である。個別の通知は、氏名、住所が合理的努力によって確定された全てのクラスメンバーに送付されなければならない。この点について規則 23 条に関する諮問委員会の記録は、[規則 23 条(c) (2)項は、単なる自由裁量的問題ではなく、その義務的通知はクラスアクション手続も当然に遵守しなければならないデュープロセスであることを意図している。]と、記述されている。そして同委員会は、その義務的通知の例として Mullane 事件（1950 年）を引用した⁶⁹。

このように、規則 23 条(c) (2)項の文言及び意図が合理的努力により判別し得るクラスメンバーに対して、個別の通知を要求していることに疑問の余地はない。本件においては、225 万人のクラスメンバーの氏名、住所が容易に判別し得るのであり、個別通知が不可能であることを示すものは何もない。」と判示した。

これに対して原告は、①個別の通知の要求は、その費用の莫大さの点でクラスアクション提起を不可能ならしめ、結局、反トラスト法及び証券取引法による救済の途を閉ざすこととなる、②クラスメンバーは、個人の請求として別訴を提起するほどの大きな利害関係を有していないから、たとえ通知を受けたとしても、除外を申出る動機を有せず、個別の通知は必要ないと主張した。

これに対して最高裁は、簡単な理由を付して否定した。①個別の通知は、特定の事件において無視し得る自由裁量事項ではなく、通知の要件を特定の原告の資力に合わせて調整し得ることを示唆するものではない。②通知費用の負担について、被告に通知費用の 90%を負担させるという地裁の判断は、事件の争点に関する予審における原告勝訴の見込みに基づいてなされたものであるが、これは、クラスアクションとして、訴訟が維持されるか否かを決定する際に、あたかも判決を先取りできるかのような権限を規則 23 条が保障しているとの解釈に基づくものと考えられる。しかし、規則 23 条は、文言上も歴史上も、そのような権限を裁判所に付与するものではなく、このような権限を認めることは、クラスアクションとしての要件を充足せずにクラスアクションの利益を

代表当事者に保障することを許すことになり、規則 23 条に違反する。同時に、訴訟開始後遅滞なくクラスアクションとして維持可能か否かを裁判所が決定するという (c) (1) 項の命令に違反する。

以上のように、この事件は地裁と高裁を往復し、最終的に最高裁が民事訴訟規則 23 条 (c) 項を厳密に解釈して、原告は自らの負担で莫大な人数のメンバー各人に対する通知義務を履行しなければならないと判示した。原告 Eisen は、この判決に従わず、通知費用の負担を拒否したために、この事件は原告の敗訴が確定した。

3. クラスアクションの問題点

前記 Eisen 事件で示されたように、少額で多数の被害者にとっての有効な訴訟手段であるとの認識が一般的であったクラスアクションは、通知に関する厳格な要件が被害者にとっての障壁となった。そこで、少額で多数の被害者が発生しやすい反トラスト法の分野においては、当該要件を緩和する形で、ペアレンス・パトリー訴訟制度が創設された。この制度もまた、イギリス法に由来し、米国において独自に発展してきた訴訟制度である。ペアレンス・パトリー訴訟制度とクラスアクションの主要な手続きの差異については、以下の 2 点を挙げることができる。

- ① クラスアクションにおける原告代理人となる弁護士は、賠償金の何割かを成功報酬として取得する旨の契約をあらかじめ代表原告と締結することが通例である。これは、クラスアクションの推進力となる反面、弁護士の法外な成功報酬獲得のために投機的・濫用的なクラスアクションが提起されることに繋がるという批判がある⁷⁰。これに対してペアレンス・パトリー訴訟を迫る州の司法長官は、州の公務員であり、弁護士費用については州法の規定により賠償金を圧迫しない程度の低額に抑えられている。
- ② 訴訟が複雑で大規模になると、個別の通知、個別の損害の立証、賠償金の分配等、クラスアクションの維持が困難となりやすい。ペアレンス・パトリー訴訟においては、メンバーに対する通知は個別に行う必要がなく、新

聞・Webサイト等の公告で足りる。損害の算定は、各人の受けた個別の損害の証明は不要で、統計的な方法により被害者全体が受けた概算損害額の使用が許される。

近年においては、クラスアクションの通知要件はある程度緩和されてきているようである。すなわち、新聞及びWebサイト等の公告による通知が採用されてきている⁷¹。それを示す実例として、米国ハワイ州第1連邦巡回裁判所に提訴された、リゾートホテルの宿泊者を代表したクラスアクションの和解案の通知が、2006年2月9日付朝日新聞の朝刊に掲載された。原告の主張は、反トラスト法違反に関するものではないが、客室に発生したカビについて宿泊者に知らせなかったホテル側の違法性を問題としている。和解内容は、一定期間にハワイのホテルに宿泊した者はクラスメンバーとして、1人1泊当たり現金50ドル或いは150ドル相当の自由に譲渡できるホテル商品券を受け取る権利があるというものである⁷²。商品券は、指定された系列ホテル30店舗において使用できるもので、日本の系列ホテルも含まれているか否かは不明であるものの、メンバーは宿泊を証明する領収書等を提示することで現金或いは商品券を受け取ることができる。それらの詳細についてはWebサイトにアクセスする、或いはコレクトコールもしくは書面で自己の権利を確認するよう記載されていた。

上記の公告による通知は、米国のクラスアクション制度によって、クラスメンバーに外国人が含まれる場合でも、当該外国人のメンバーは米国人と同等の救済を米国法の下で受けられることを知らしめている。また、この事件のように被害者が米国内で被害を受けたものの、主たる居住地は米国外で複数国の広範囲に及ぶ場合には、たとえWebサイトや新聞等の公告であっても通知の費用は高額化することと、近年の判例を見る限り、これらの費用は賠償金とは別に被告側の負担総額に組み込まれており、被告側にとっては莫大な金銭的負担となることから、違反抑止のための先例的な効果となり得る。

4. クラスアクションに対する批判

(1) クラスアクションの原告側弁護士に対する批判

クラスアクションの問題点について、先駆的な研究を行ってきた Coffee 教授の 1987 年の分析⁷³は、裁判所及び学者から一定の評価を受けていたが、クラスアクションの制度改正に至るまでには 18 年が経過している。同教授の指摘は、次のようである。第 1 に、通常の訴訟における依頼人（主体）と弁護士（代理）の立場が、クラスアクションの場合には逆転するという。弁護士は主体的立場を取り、クラスメンバーは機関となる。クラスメンバーによる弁護士の質の監視や、適切な情報を取得し難いために、提示された解決策や弁護士費用の適不適を判断することが難しいという。第 2 は、クラスアクションにおける弁護士の成功報酬の問題である。弁護士は、メンバーが実質的に利益を得なくとも報酬を得る。このような適正とは言いがたい現象は、メンバーによる効果的な監視が行われ難いことから生じる結果であるという。

William H. Prior は、弁護士の依頼人に対する説明責任について批判する⁷⁴。クラスアクションにおいて非常に多くの依頼人を代表する弁護士は、通常の民事訴訟に比較して、訴訟の進行状況について、依頼人に対する個別の説明は実質的に困難なことから説明責任が希薄であり、弁護士主導で訴訟が進行することになり、しばしば原告側弁護士と被告の共謀的和解により、原告らは少額の賠償金を受けるのに反して弁護士に多額の報酬が支払われるという問題を指摘する。

Martin H. Redish は、弁護士の利益のみを目的として提起されるクラスアクションは実質的には依頼人不在の「偽物のクラスアクション（faux class action）」であり、違法として認可するべきではないと主張する⁷⁵。

その他、企業家的弁護士はチームを組んで企業買収、市場占拠率の不本意な低下、欠陥商品の調査等、ニュースになる出来事についてクラスを設定して訴訟提起し、当該訴訟を先送りすることで弁護士費用を膨らませる、或いは、賠償金が高額となる全国レベルの巨大なクラスアクションを選択するという傾向が主張されている⁷⁶。企業家的弁護士によるクラスアクションの意味合いは、

高額の弁護士報酬が見込まれる違反行為を行っている企業の実態を先に調査してから、ある程度の数の被害者とその代表原告を探してクラスアクション提起を企図するという商売のようである。これらの企業家的弁護士は、第1にクラスアクションの代表原告を募集し、訴訟費用を融資してクラスアクションを作り上げていくとい⁷⁷。その他、全体としてクラスアクションの弁護士に対する見解は辛辣である。

(2) クラスアクションが特定の州裁判所に集中する問題

一般的に連邦裁判所は、クラスアクションに批判的であるという認識があり、また連邦裁判所の管轄権は一定の制限が課されていたために、原告クラスの弁護士は州裁判所に提訴する傾向があった⁷⁸。クラスアクションに対して脅威を抱く企業の苦情は、多数のクラスアクションが特定の州裁判所に提訴され、当該特定の裁判所判事は州民による選挙によって選出されること、及び州民から選出された陪審は原告側に有利に判断する傾向があるということである。たとえば、ある州の裁判官と州司法長官及び法廷弁護士は古くから私的な交際があることから、その裁判所に提訴された損害賠償訴訟は原告側に有利な判断が下されているといった類の批判が、州裁判所に向けてなされている⁷⁹。

(3) クラスアクションがクーポン和解になることの問題

クラスアクションの和解により、しばしば原告メンバーは少額の、あるときには実質的に原告の役に立たないクーポンを賠償として受け取り、一方、原告側弁護士はそれらクーポンの総額に比例した莫大な弁護士報酬を受けることが問題とされた⁸⁰。実際に調査すると、クーポンが利用されて被告が回収するのはわずかであるという結果が出ている⁸¹。この結果の意味することは、クーポンの配給は被告商品の割引クーポンか或いは新たな被告商品の購入券であるから、それを消費者が購入することにより被告は新たな利益を受けるという批判⁸²とは必ずしも一致せず、クーポン自体は被告にとって新たな利益をもたらすものではない。むしろ、原告側弁護士にクーポンの総額に対する報酬を得

させ、被告企業はクーポンを配給することにより現金の流出を免れているのである⁸³。

すなわち、被害者であるクラスメンバー不在のところで、原告側弁護士と被告の利害の調整の結果として、クラスメンバーにとっては実質的にそれほど利益とはならない、しかし、消費者にとっては特典をイメージさせるクーポンがクラスアクションの和解に利用されていることの批判である。

(4) クラスアクションに対するその他の批判

Milton Handler は、既に 1970 年代において、大規模なクラスアクションは被告とされた企業にとって、合法的な恐喝に匹敵すると批判した⁸⁴。彼の論文は、クラスアクションに対するこの類の批判の例として、多くの論文等により引用されている⁸⁵。その一例として、24 年後の Posner 判事による判決においても Handler の前記論文を引用し、原告側の強要的な動機を理由としてクラスアクションは否定された⁸⁶。

William H. Prior は、クラスアクションの濫用について 2 点を指摘する⁸⁷。第 1 は、身体的な障害や死亡等に至らしめる、大規模な不法行為に対するクラスアクションの濫用である。タバコ訴訟を例にとると、喫煙期間、年令、知識、損害の程度等の、喫煙者によって個別の損害を異なる事業者に対して請求し、しかも、過失、詐欺、商品に対する責任といった異なる請求をすることは個別の問題であり、クラスアクションにはなじまないとする⁸⁸。第 2 は、不法行為に対する不明確な責任理論である。Fen-Pen ダイエット剤の訴訟において、心臓弁に障害が発生したという不確かな証拠に対して、事業者は 37 億 5 千ドルの支払に同意した⁸⁹。東芝は、消費者の一時的な損害に対して 20 億ドルの支払に同意した⁹⁰。豊胸手術で移植されたシリコンについて、未だ病気が確認されていないにもかかわらず、事業者は 40 億ドルの支払に同意した⁹¹。このようなクラスアクションは、クレームの類を拡大することで、被告に対して和解へのプレッシャーをかけ、時として通常の訴訟とは異なる結論を導くものとする。

その他には、政府による訴訟に便乗してクラスアクションの原告及び弁護士が利益を得ることに対する批判がある。

Howard M. Erichson は、政府訴訟とクラスアクションはどちらも代表者として訴訟進行する点については同じであるが、同一の代理権授与者（原告）を代表しているのではない。政府訴訟における弁護士⁹²は、政府自体を代表し或いは特定の公共利益のために代表するのに比較して、クラスアクションの弁護士は、特定のクラスの利益を代表する。政府訴訟はクラスアクションをサポートするが、クラスアクションの弁護士は、自己の依頼人に利益となる政府訴訟のうまみを利用すると共に、そのために政府訴訟をコントロールするという⁹³。この見解に賛同するように、米国の一般紙はクラスアクションの弁護士を「不法行為の寄生虫」或いは「まわりつき虫」と酷評した⁹⁴。

5. クラスアクション制度の法改正

(1) The Interstate Class Action Jurisdiction Act of 1999 の制定（以下、ICAJA と略す。）

クラスアクションに対する批判は、いくつかの段階を経て複数の法律改正を促した。改正の要点は、以下の3点である。第1は、州裁判所にクラスアクションが集中することについて、連邦裁判所の管轄権を拡張する改正が行われたことである。第2は、前記の連邦民事訴訟規則23条を改正し、原告側弁護士に対する規制が行われたことである。第3は、これまでのクラスアクションに対する批判を総合して反映する形で、公正な訴訟が行われることを意図して改正されたことである。

まず、多くのクラスアクションが州裁判所に集中することの原因のひとつである、連邦裁判所の管轄となる民事訴訟の要件について、28 USCS 1332 条は以下のように規定する。

28 USCS 1332 条

(a) 連邦地裁を第1審とする全ての民事訴訟は、利息及び費用を除く請求

額が7万5,000ドルを超える場合で、次の場合には連邦地裁が管轄権を有する。(1)当事者が異なる州に所在し、(2)当事者が同じ州に所在し、当事者或いは争点が州外の問題である場合、(3)異なる州に所在する当事者とその当事者或いは争点が州外の問題を有する当事者が加わった場合、(4)1603条に定義する州外に所在する者が原告であり、異なる州に所在する者が当事者である場合。本条、1335条及び1441条の目的のために、米国の永住権を有する外国人は、その者の所在する州の州民とみなされる。

- (b) 米国法の別の条文に明確に規定される場合を除き、原告が連邦地裁を第1審として提訴した場合、請求額が利息と費用を除き7万5,000ドルに満たない場合は、連邦地裁は原告に対して費用を否定し、さらには費用を原告に課することができる。

上記(a)項及び(b)項は、1996年に請求額が5万ドルから7万5,000ドルに引き上げられた。連邦裁判所に訴訟提起するための要件である、原告と被告が異なる州の市民であること、及び原告の請求額が7万5,000ドルを超えることについて、州裁判所での提訴を希望する原告(おそらくこのような画策は、クラスアクションを迫行する弁護士が行うことが予想される)は、原告と同じ州民を被告に加え、或いは原告1人当たりの請求額を7万5,000ドル以下にすることによって、連邦裁判所での裁判を回避することができた。連邦管轄権の要件を満たすための、原告と被告が同一の州の住民ではないことについて、クラスアクションに対する最高裁の判断は、明白になっていないメンバーについては無視したままで、明らかな当事者についてのみ前記1332条に規定する連邦の管轄権の要件を判断していた⁹⁵。

1999年に制定されたICAJA⁹⁶は、クラスアクションが特定の州裁判所に集中するおそれを背景に、クラスアクション認可を否定する手続を緩和し、連邦裁判所の優先管轄権を拡張することを目的として、現行法を修正したものである。立法に携わった議員の考えでは、州裁判所はその地の弁護士に優位に、州

外に所在する企業に劣位に判断を下す傾向があること、莫大な数のメンバーを含む複雑な州際のカラスアクションを適切に判断する資源に欠けるという事実があったからであるという⁹⁷。

本法の第1節及び第2節は、それぞれ法律名とその構成について、及び立法の経緯と目的について規定し、第3節及び第4節が主要な規定内容であり、前記1332条⁹⁸、及び1446条、1453条等を修正する形で規定されている。それらの条文は、後述する2005年の改正において再び修正されているために、以下においては本法において修正された内容の要約を記しておく。

第3節は、連邦地方裁判所の管轄権について以下のように規定している。

- (a) 1人の被告と1人の原告が異なる州の州民であり、1人の被告が訴訟提起された州と異なる州民であり、1人の原告と1人の被告が同一の州の州民或いは同一の州に帰属し、当該州が訴訟提起された州でない場合には、連邦地方裁判所が第1審裁判所の管轄となる。
- (b) 当該訴訟が、ある一つの州内の問題である場合、或いは限定的な問題である場合、もしくは州行為の問題である場合には、連邦地方裁判所の管轄は否定される。これらの否定の要件は、証券取引に関する問題の場合には当てはまらない。
- (c) 1人の原告が被告企業の帰属する全ての州とは異なる州の州民であると判断された場合には、連邦の管轄が認められる。

第4節は、カラスアクションの移送について以下のように規定している。

- (a) クラスの請求が、実質的に州の問題である場合、及びその請求が主として州法上の問題である場合、クラスメンバーの大多数と主要な被告が同じ州に帰属する場合には、連邦管轄権は否定される。また、クラスメンバーが100名以下である場合、利息と費用を除いた請求額が100万ドル以下である場合は、連邦管轄権が否定される。
- (b) 1人の被告がその他の被告の承諾なしに、特定されていない或いは代

表でない1人の原告がその他すべてのメンバーの承諾なしに行った場合を除き、州裁判所に提起されたクラスアクションを連邦裁判所に移送することができる。

- (c) 移送の請求は、提訴から或いは、特定されていないクラスメンバーが通知を受けてから30日以内に行わなければならないが、1年が経過した場合は移送できない。
- (d) 本条は、証券取引に関する請求については適用されない。
- (e) 連邦裁判所に移送された事件が23条に基づいてクラスアクションの維持が否定された場合には、当該事件は却下される。当該事件が新しい州裁判所に提訴され、新しく拡張された連邦の管轄権の下にある場合は、再び移送される。

以上のような形で ICAJA は、連邦裁判所の管轄権を拡張した。同法は、原告側弁護士が訴訟提起する裁判所の管轄州内に所在する者を名目上被告とすることによって、クラスアクションが州裁判所に集中することを制限した。また、7万5,000ドルの要件は、原告メンバーの請求額を合計した金額と解されることになった⁹⁹。

(2) 連邦民事訴訟規則 23 条の改正

2003年、同規則は、いくつかの点で改正された。その概要は、以下のようである。

- ① 規則 23 条(e) 項(3)の第2段階のクラス脱退の機会に関して修正された。これは、trialの判事に対して和解条件がメンバーに通知された後にも、第2段階としてクラスから脱退する機会をメンバーが持つことができない場合には、裁量により当該和解の認定を拒否できることを規定する。
- ② 規則 23 条(g) 項のクラスの代理人弁護士の任命に関して修正された。潜在的な請求を調査する或いは識別する作業を弁護士が、クラスアクション

ンにおける経験からの的確にすることを重要視し、弁護士のクラスメンバーに対する第1次的な忠実義務について定めている。

- ③ 規則 23 条(g) 項(1) (c) の弁護士報酬に関する規制について修正された。これは、裁判所に対して、付随的な代理弁護士が追加の弁護士報酬の情報を提供するよう、命令を下す権限を与えるものである。
- ④ 23 条(h) 項は、一定の弁護士報酬の手続を定め、クラスアクションの費用を非課税にする規定である。弁護士報酬に対する請求は申立によるべきであること、裁判所は意見聴取をすることができ、結論に至った事実と事情を認定しなければならないことを規定する。

これらの修正は、原告側弁護士と被告によるクラスアクションの和解内容をクラスメンバー各自が認識してから、メンバーとしての自らの地位を維持するか否かを考慮する機会を与えると共に、原告側弁護士の報酬について裁判所によるチェック機能を規定して、弁護士主導によるクラスアクションの追行に一定の制限を課したものである。

(3) The Class Action Fairness Act of 2005¹⁰⁰ の制定（以下、CAFA と略す。）

2005 年 2 月、州際間のクラスアクションに関する手続は、クラスメンバー及び被告その他の事柄について、より公平に訴訟追行されるために改正された。この法律は 9 節の構成をとり、前記 ICJA と同様に第 1 節は法律名とその構成について、第 2 節は立法の経緯と目的を定め、第 3 節以降が主要な規定となっている。

第 3 節は、州際間における消費者のクラスアクションの権限及び手続について、既存の条文の内容を以下のように修正するよう規定している。

- ① 28U.S.C.1712 条は、和解案に定めた弁護士費用について、クーポンの総額ではなく、クラスメンバーが実際に得られるクーポン額に基づいた報酬額の決定を規定する。また、裁判所は、クラスメンバーがクーポンを

受領する内容の和解案について、聴聞を行ってその公正さを判断し、所見を書面に記載して、認可を決定する旨を規定する。

- ② 28U.S.C.1713 条は、和解案が、実質的にクラスメンバーにとって損失となる弁護士費用の支払を義務付けている場合には、裁判所は当該和解を認可してはならず、クラスメンバーにとって非金銭的な利益が損失を上回ると判断される場合にのみ、裁判所はその旨を書面に記載して認可することができる旨を規定する。
- ③ 28U.S.C.1714 条は、裁判所は他のメンバーに比較して、裁判所の近くに居住するクラスメンバーに高額を支払を認める内容の和解案を認可してはならない旨を規定する。
- ④ 28U.S.C.1715 条は、各被告は和解案の内容について、適切な連邦機関及びクラスメンバーの居住する州の機関に 10 日以内に通知する義務を負う。裁判所の和解認可は、この通知後 90 日以上経過してからでなければならず、通知が行われない場合には、クラスメンバーは和解への合意を拒否することができる旨を規定する。

次に第 4 節は、州際間のクラスアクションに対して連邦地方裁判所が管轄権を有する要件について、28 USCS 1332 条に新たな (d) 項を追加した。

28 USCS 1332 条 (d)

- (1) 本項の文言の定義について規定する。
- (2) 連邦地裁は、利息及び費用を除く請求額が 500 万ドルを超える全ての民事訴訟について第 1 審の管轄権を有し、(A) 原告のクラスメンバー 1 人が被告と異なる州の住民であるか、(B) 原告のクラスメンバー 1 人が州外に所在或いは異なる州の住民であるもしくは争点が州外の問題であり、被告の 1 人が連邦地裁の管轄内の住民である場合、或いは、(C) 原告クラスメンバーの 1 人が州内の住民で被告の 1 人が州外に所在或いは異なる州の住民であるもしくは争点が州外の問題である場

合、当該クラスアクションは、連邦地裁が管轄権を有する。

- (3) 連邦地裁は、訴訟全体の状況と正義のために、クラスアクションが原告クラスの3分の1を超え3分の2未満のメンバーと主たる被告が、提訴した州に居住する場合は、次の要件を考慮して、前項に基づく管轄権を否定することができる。(A)主張されたクレームが国家の利益にかかわるものか、或いは州の利益にかかわるものか。(B)そのクレームが提訴された州の法律によって判断されるものか。(C)当該訴訟が連邦の管轄権を回避するための抗弁であるかどうか。(D)当該訴訟が州裁判所に提訴されたことがクラスのメンバーにとって、或いは損害に対して、もしくは被告にとって明白な因果関係が存在するかどうか。(E)提案されたクラスメンバーの数がその他の2以上の州に分散されたクラスメンバーの数と比較して、提訴された州のメンバーの数の方が多いかどうか。(F) 当該訴訟が提訴される前の3年間で同様のクレームによる訴訟が当該地に提訴されているかどうか。以上の6つの要件により、連邦裁判所に移送されるかどうか判断される。
- (4) 連邦地裁は、原告クラスの3分の2を超えるメンバーと1名以上の主たる被告が、クラスアクションを提起した州に居住する場合、前記(2)項に基づく管轄権を否定する裁量を有する。
- (5) 前項の(2)から(4)のいずれの場合にも、主要な被告が州、州の職員、或いはその他の政府機関である場合、原告クラスメンバーの総数が100名未満の場合には、連邦地裁は管轄権を有さない。
- (6) 如何なるクラスアクションも、利息と費用を除き請求額が500万ドルを超えるか否かにかかわらず、メンバー個々人の請求は集計される。
- (9) 前記(2)項は、1933年証券法2(a)(1)条、及び1934年証券取引法28(f)(5)(E)条には適用されない。
- (11) クラスメンバーが100名以上の損害賠償請求訴訟については大規模訴訟とみなす(省略した番号は、本項の文脈に直接関連なしとの判断による)。

第5節は、州際間のクラスアクションを州裁判所から連邦地裁へ移送するための要件について、複数の条文の変更内容を規定している。まず、一般的な訴訟の移送について、28 USCS 1441 条は、第1に、米国内の州裁判所に提起されたすべての民事訴訟は、係属する訴訟の区域・部門を管轄する連邦裁判所に、被告或いは被告等の請求により移送できることを規定している。第2に、連邦地裁が管轄権を有するすべての民事訴訟は、当事者がその連邦地裁の所在する州に居住するか、或いは市民権を有するか否かに関わらず、当該連邦地裁への移送が可能であり、連邦の問題ではない場合でも、併合された事件の当事者と被告が提訴された州の住民でない場合には、移送が許される。第3に、1603 条に定義される外国に対する民事訴訟が州裁判所に提起された場合には、被告となる外国は、当該州裁判所の地区を管轄する連邦地裁への移送を請求することができることを規定している。

以下の条文は、1441 条の移送に関しての要件を規定しており、CAFA によって以下のように修正された。

① 28 USCS 1446 条：移送手続について

- (a) 州裁判所から連邦地裁への移送を求める民事訴訟或いは刑事訴訟の被告は、連邦民事訴訟規則 11 条の規定に従って、簡潔明瞭な理由を書面にして、当該訴訟の事実、進行状態等についての書面のコピーと共に提出しなければならない。
- (b) 移送の請求は、提訴から 30 日以内に行なければならない。最初の移送申立が認められないとき、移送の申立を修正して移送可能となった場合でも、1 年が経過していた場合には移送はされない。
- (d) 民事訴訟の移送が認められた場合には、被告は相手方当事者全員に対して迅速に書面による通知をし、州裁判所に対しても当該書面のコピーを提出しなければならない。それによって移送は効力を有し、州裁判所は当該訴訟が差し戻されない限りは、手続を停止しなければならない ((c) も、本項の文脈に直接関連なしとの判断から省略した)。

② 28 USCS 1453 条：クラスアクションの移送について

- (a) 本条に規定する「クラス」「クラスアクション」「クラス認可命令」「クラスメンバー」の定義は、1332(d)(1)条に規定する者を意味する。
- (b) 一般に、クラスアクションは1446条(1446(b)条の1年の期限を過ぎた場合を除く)、にしたがって、被告が米国民であるか否かにかかわらず、全ての被告の同意なしで1人の被告によって移送される場合を除き、連邦地裁へ移送されうる。
- (c) 差戻し命令。
 - (1) 一般に、1447条は、1447(d)条にもかかわらず、控訴裁判所が地裁の却下或いは差戻しの判断を是認した場合を除き、本条に基づく全ての移送について適用されうる。
 - (2) 判決の期限。もし、控訴裁判所が前項に基づいて控訴を受け入れた場合、当該控訴審は60日以内に判決を下さなければならない。
 - (3) 期限の延長。控訴審は、全ての当事者が期限の延長に同意し、期限延長を正当とする妥当な理由が認められる場合には、10日以内の延長をすることができる。

第6節以下は、施行期日等その他の事柄について規定している。

6. CAFA 制定後のクラスアクションの動向

CAFAは、州際間のクラスアクションに対する連邦裁判所の管轄権を拡張し、訴訟の和解内容がクーポンの発行を含む場合にはその正当性について法的審査を受けるよう要求した。同法が制定された経緯は、州及び地方の裁判所は国家レベルの重要な案件を連邦裁判所から遠ざけていたこと、州外の被告をクラスアクションの槍玉に挙げていた嫌いがあること、他の州に対して州法を適用することにより、当該他の州の州民の権利をも拘束する嫌いがあったことである。

CAFAの制定から2年が経過したが、既に複数の案件が連邦裁判所におい

て判決が出ており、同法の制定当時継続中であった案件や、連邦裁判所への移送に関する立証責任について争われた。同法は、制定と同日に施行されたために、多くの訴訟が連邦裁判所への移送の請求が出された。この移送請求において、問題となったのは3点である。第1は、CAFAの効力発生時点である2005年2月18日において、訴訟がどの段階であればCAFAに基づく連邦裁判所への移送請求が認められるかという問題である。

Pritchett 事件¹⁰¹は、労働者が雇用者に対して提起したクラスアクションであるが、原告が州裁判所へ提訴したのは2003年4月21日であった。2004年6月21日にクラスは認可され、trialが開始されたのは2005年3月14日であった。被告である雇用者はCAFAの制定後直ちに連邦裁判所への移送請求をしたのに対して、第10巡回控訴審は、訴訟提起された後に制定された法は適用されないとして、被告側の移送の申立を退けた。これ以後の複数の事件も、新しい法が適用になるのは訴訟提起の時に有効であった場合であるとした¹⁰²。

第2の問題は、クラスアクションの提起はCAFA制定の前であったが、同法制定後に原告の請求或いは新しい被告を加える等の修正が行われた場合に、CAFAが適用されるか否かである。Knudsen 事件¹⁰³は、新しいクラスの定義はCAFAの目的にある訴訟の始まりの定義と同じではないと決定した。そして、新しい請求または新しい訴訟原因で、新しい被告或いはその他の十分異なる修正があると裁判所が認めた場合には、独立した請求としてCAFAの適用対象となる訴訟の始まりの段階として認定できると述べた。Adams 事件¹⁰⁴においても、CAFAが適用されるのは原告がクラスアクションの要求を修正してCAFA制定の日付後にその他の被告を加えた場合であると判断した。この事件は、CAFAの日付後に新しい被告を加えて原告の要求を修正したために、被告は即座に連邦地裁への移送請求をして、原告の請求額は5万ドルを超えていること、及び市民としての最少の管轄権を主張した。原告側は、訴訟の開始はCAFAの日付前であるからCAFAは適用されないと主張した。裁判所は原告の主張を退け、前記Knudsen事件の判断を引用し、さらに、CAFAにおける議会の意図は、大規模クラスアクションについては最少管轄権に基づいて連

邦裁判所への移送を認めることであるとした。さらに、Braud 事件¹⁰⁵は、要求を修正して新しい被告を加えることは、事実上新しい訴訟として日付は修正されるので、新しい被告を加えることは訴訟の移送の機会を可能にすると結論付けた。

相対的に、新しい原告を加えることも CAFA の下では新しい訴訟の日付となる。Heaphy 事件¹⁰⁶は、当該訴訟は 2001 年に提訴されたものでも、原告は仲裁を要求されてその仲裁裁定は 2005 年 4 月に行われ、原告が新しい原告を加えて請求を修正したために、被告側が連邦地裁への移送請求を行い、被告の請求は認められた。

連邦民事訴訟規則 15(c) 条は、請求が最初の要求に関連する場合には最初の訴訟の一部として判断されるが、最初の要求とは十分に独立していると認められる場合には、それは新しい訴訟として扱われることを規定している。CAFA における考え方は、同規則 15(c) 条に沿ったものであると考えられる。

第 3 の問題は、移送請求する場合の立証責任をどちらが負担するかである。Abrego 事件¹⁰⁷は、パナマのパナナ農園労働者が最初にカリフォルニア州地裁に、米国環境庁によって禁止されている殺虫剤の散布による損害を主張して 1979 年に提訴した事件について、当該薬品は未だに被告企業で使用されており、事件は 2005 年 5 月 13 日に州地裁に持ち込まれた。被告企業は 3 週間後に連邦地裁に対して、CAFA に基づいて大規模訴訟は連邦裁判所に移送されるべきであると主張した。裁判所は、当該訴訟が 500 万ドルを超える請求額であるかどうか、証明するよう被告企業に命じたが、当該被告側は地裁への差し戻しを求める原告側にその立証責任があると主張した。裁判所は、当該訴訟が CAFA に基づく大規模訴訟であるか否かは、CAFA の適用を求める被告側に立証責任があり、その責任を怠った被告の主張は認められないとして当該訴訟は州地裁に差し戻された。被告は、28U.S.C.1453(c)(1) 条に基づいて第 9 巡回控訴審に控訴し、連邦裁判所への移送を求めた。控訴審は被告側の控訴を受け入れ、被告の 3 点の問題を指摘した。第 1 に、連邦地裁の管轄を排除するには原告側に立証責任があるかどうかについて、第 2 に、大規模訴訟であるために

必要な請求が全ての原告に存在するか否かにかかわらず大規模訴訟は移送可能であること、第3に、当事者がCAFAに基づく訴訟額を証明するには連邦地裁の管轄においてディスカバリーを可能にするべきであること。CAFAは連邦管轄の下で立証責任は移動しないから、連邦への移送を求める被告が立証しなければならないことは伝統的な立証責任の要件であるが、当該被告は立証していないとして、州地裁に差し戻した。請求額500万ドルの要件については、どちらに立証責任があるかについても論争となっている。Fiore事件¹⁰⁸及びBrill事件¹⁰⁹は、連邦裁判所への移送を求める被告に当該移送が適切であることの立証責任があるとした。

その他の問題としては、CAFAは差し戻しの判断を再考する期間として60日を規定しているが、この計算日の初日は控訴裁判所が当該控訴を認めて受け入れた日とすると判断されている¹¹⁰。

CAFA制定後、多くの訴訟において被告側は連邦裁判所への移送を請求したが、2005年2月18日以前に訴訟提起されたと認定された事件は、不成功に終わっている。同法制定後2年が経過した今後の問題として、州裁判所に提訴されたクラスアクションに対して移送を請求する側は、その大部分が被告側の請求であり、28 USCS 1332条の連邦裁判所に移送されるための要件について立証しなければならない。

7. 検討

(1) クラスアクションに対する改正法の目的

前述した、クラスアクションに対する改正は、「クラスアクションの濫用」という表現で批判されてきた同制度に、いくらかの制限を課すために段階的に行われてきた¹¹¹。改正に向けての主要な活動は、大規模不法行為訴訟の被告となり得る企業等による、クラスアクションの制限立法のための政治献金と活発なロビー活動であったとされる¹¹²。改正の要点は、①原告の実質的メンバーが2以上の州にまたがる場合、②原告のメンバーの数が多の場合、③原告一人当たり或いは総額の請求額が大きい場合に、連邦裁判所において公平な審理を

望む被告となり得る企業側の要求を認めることとなっている。それゆえ、消費者クラスアクションのように、多数のクラスメンバーが想定されても個々の被害額は少額である場合のクラスアクションは、改正法適用の範疇に当然あるとはいえないようである。なぜなら、Myriam Gilles と Gary B. Friedman が Theodore Eisenberg と Geoffrey P. Miller¹¹³ の調査を引用した数値によると、1990年から2003年の間に提起された1120件のクラスアクションに関する分析では、賠償金1ドルにつき18.4セントは弁護士費用とその他の費用にかかり、81.6セントがクラスメンバーに分配されるという¹¹⁴。この数値からすると、弁護士費用はそれほど高くないように思われるが、メンバーの数で換算すると、個々人の被害額の40%は弁護士費用になっているということである。また、前記したMyriam Gilles と Gary B. Friedmanによると、消費者クラスアクションの大多数の一人当たりの賠償金額は100ドル以下であり、メンバー自体がアクションを起こそうとしない。したがって脱退することも少なく、統計上、脱退する確立は1%以下であるという¹¹⁵。以上のような数値から、法改正に向けて活発な活動を行ってきた企業が恐れているのは、事業の存続を揺るがすような莫大な賠償金を要求するクラスアクションと、その訴訟を実質的に指揮する弁護士である。

連邦裁判所は、クラス認可の決定を下すという信頼を受けるべき機関であり、複数の訴訟が並存的である場合等にはそれらを整理統合して、一括して審理する機能を持っているとされる¹¹⁶。それゆえ、被告となりうる企業等が連邦裁判所での審理を求めることには、彼らの違法行為の規模が大きい場合には費用を削減する、州によって異なる判断を受けかねないというデメリットを避けることはできるが、被害者からの賠償金請求を免れるわけではない。また、クラスアクションの批判的となった先に述べた複数の事件は、いずれも連邦裁判所による判断である。このように、州裁判所から連邦裁判所への移送そのものが、被告となり得る企業にとって特段に有利に結びつくわけではない。そうすると、連邦裁判所の管轄権が拡大されたことによる利益とは、同時に複数の訴訟に対応する危険のあった被告側の費用その他をある程度削減できるというメ

リットと、原告側弁護士に対する牽制という程度にとどまるものと思われる。

連邦民事訴訟規則 23 条の改正は、クラスメンバーの脱退の機会を 2 段階設けてクラスメンバーの権利を保証したこと、及びクラスを実質的にリードする弁護士の忠実義務と報酬に関するものである。脱退の機会に関する問題は、2002 年 5 月に出された民事訴訟規則諮問委員会報告で取り上げられている¹¹⁷。すなわち、この報告では、規則 23 条の通知要件は個別通知が可能なメンバーにのみ行われ、それ以外の潜在的なメンバーに対しては行われてこなかったという実情があり、通知を適切に行うよう警告している。他方、新しいルールとして、必ずしも個別通知を厳格に要求するのではなく、状況に応じた実行可能な方法で通知することを要求している。

規則 23 条(c)(2)項の通知要件は、クラスメンバーの脱退する権利を保障するための規定である。個別通知が可能な限り守られるべきであるが、改正規則は、その点について、脱退の機会を訴訟の後半においても認めることによって、個別通知がメディアやインターネット等の通知に移行しつつある現状に対処したようである。或いは、従来の個別通知や紙媒体の公告による通知では、クラスメンバーの増加とともに、的確にメンバーに届かない傾向が現実化し、昨今のインターネットの普及により、それをクラスアクションの通知の媒体として利用せざるを得ない状況になってきていることを反映しているとも思われる¹¹⁸。

(2) 政府訴訟とクラスアクションの関係について

米司法省或いは FTC もしくは州司法長官によるペアレンス・パトリー訴訟を含めた政府訴訟に追隨する形で、クラスアクションが提起されることについては、肯定的な見解もある。

Stephen Calkins は、政府と私的なクラスアクションの関係について、次のように述べる¹¹⁹。1970 年代の初期においては、反トラスト法違反に対する政府の武器はわずかであったために、政府とクラスアクションの原告はタッグを組み、政府は違反行為を発見しクラスアクションの原告は違法利益を損害とし

で吸い上げるという役割分担があり、違反抑止を補足する方法としてクラスアクションは正当化されていたとする¹²⁰。近年においては、政府の執行が活発であり、クラスアクションの有効性は薄れてきてはいるが、垂直的価格拘束のように政府が刑罰を科さない違反行為に対しては、クラスアクションにより賠償金を違反者に支払わせることで違反抑止効果を発揮しているとする¹²¹。

Mark Moller は、たとえば豊胸手術に関するクラスアクション等のように、監督官庁である食品医薬品局等に調査を開始するという行動を起こさせていることが、準行政的な役割を果たしているという¹²²。同様の判断は、Phillips Petroleum 事件¹²³における最高裁も、「クラスアクションは準行政的訴訟である」と評価している。

(3) クーポン和解について

Susan Beth Farmer¹²⁴ は、違反企業の商品割引券としてのクーポン発行という従来のクーポンの目的を変更し、原告が実際に利用できる実質的に役立つクーポンを受け取るのであれば、被害者の救済の目的は達成できるとして、1998年のニューヨークの事件を引用した¹²⁵。

Edward F. Sherman は、被告企業がすべての賠償を現金負担することにより倒産に追い込まれる危険がある場合には、それを回避するためのクーポンによる和解は必要であるし、欠陥商品の修理費用等がクーポンで配布される場合には、被害者にとっては利益だとする¹²⁶。

クーポン和解の問題は、被害者を差し置いて原告側弁護士と被告の利益が優先されることが問題なのであり、被害者の利益とのバランスを裁判所が判断すべきことを明記した点で、CAFA は評価される。重要なことは、クーポンの内容が大多数の被害者にとって利用価値のあることである。今後もクーポンの配布を賠償金の代替として認めていくのであれば、インターネットを利用したアンケート等のリサーチによる被害者の希望の調査結果を、裁判所の判断材料として提出するなどが考えられる。このような調査は、それほどの費用と時間を要しないと思われる。

(4) クラスアクションの請求額及び人数に関する問題

第1は、クラスメンバー一人当たりの請求額の問題である。28USCS 1332条(a)項は、原告の請求額が7万5,000ドルを越える場合には連邦裁判所が管轄権を有する旨を規定する。この金額は、1996年の改正で5万ドルから引き上げられたものである。クラスアクションにおける原告メンバー各自の請求額が異なることはあり得る事で、この最少額の要件は、クラスメンバーのうちの一人の請求額が当該額を超えていればよいのか、或いはクラスメンバー全員の個々人の請求額が当該額を超えていなければならないのかという問題である。これに関して1973年のZahn事件最高裁判決¹²⁷は、クラスメンバーの個々の請求額が最少額要件を満たさなければならないとし、連邦裁判所の管轄に服するクラスメンバー個々人の請求額の最少額要件の基準となっていた¹²⁸。

ところが、CAFA制定4ヵ月後のExxon Mobil事件最高裁¹²⁹は、ガソリンのディーラーを代表したクラスアクションがガソリン供給者の売買契約の破棄を求めた事案において、クラスメンバーのうち一人でも当該額の要件を満たす者がいる場合には、請求額の要件を満たさない他の原告らも同様に扱われるべきであると判断した。この判決により、28USCS 1332条(a)項の最少額要件は、原告のうち一人でもその要件を満たす者がいる場合には、連邦裁判所の管轄に服することとなった。

第2の問題は、クラスメンバー全員の請求額の合算である。ICAJAでは、請求総額が100万ドルを超えることが要件になっていたが、CAFAにより500万ドルに引き上げられた。そして、原告メンバーの数も100名以上とした。

第1の請求の最少額要件は、CAFAの管轄権条項の主要な目的のひとつであった、Zahn事件の判断基準を変更することにあつたとされている¹³⁰。それゆえ、前記Exxon Mobile事件の判断は、それ以前ほとんどの消費者クラスアクションは連邦裁判所での審理が不可能であり、州裁判所への提訴を望む原告側弁護士にとっては喜ばしかった基準を変更したとして、評価されている¹³¹。

思うに、金額の要件だけで判断するならば、クラスアクションの原告のうち最高請求額が7万5,000ドルで、100名以上のメンバーの平均請求額が約5万

ドルという数値は、十分に個別の訴訟が可能な額ではないであろうか。これは、被害者個人では訴訟提起が困難な場合の被害回復方法という被害者側の観点ではなく、2以上の州に別々に訴訟提起されたクラスアクションに対して対応しなければならない、或いは同様の訴訟が何回も繰り返されることによる負担という被告側の事情と、異なる州法とそれを判断する州裁判所によって、結論が異なり得るという司法上の問題のために、一定規模以上のクラスアクションを連邦裁判所で一括して判断するという策を講じたものであるといえる。当該請求額の要件は、多数の少額被害の一括請求という観点からすると、連邦裁判所の管轄外の問題ということになる。

(5) クラスアクションの勝利者

Edward F. Sherman は、クラスアクションによって実質的に勝利を獲得する、或いは利益を得るのは誰か、との観点から同制度のプラスの効果を分析する¹³²。

まず、被告となる側の利益としては、第1に、違反行為を行った企業のトップはクラスアクションを提起されたことによって、当該企業の不適切な方針を転換し或いは製品設計の弱点を改善するなどして、将来において同様の紛争を招くことのないよう問題点を再考し、コンプライアンス体制を整備することに目を向けることになるという。すなわち、クラスアクションの標的とされた企業は、自己の将来的展望のために、訴訟費用とその後の方針転換のための費用をかけるのである¹³³。

第2はまったく逆であり、クラスアクションを早期に和解解決することにより当座の費用を最小限に抑えることができ、早期に通常業務に戻ることができるというのである。

次に、原告となる消費者側の利益としては、第1に、消費者が十分な情報を得ることが困難であり、個々人で取引をする相手方企業を監視できないような産業、たとえば、金融機関、クレジットカード会社、保険業者等に対するクラスアクションは、金銭賠償の他に当該産業のサービス変更という形で、真に消

費者に利益をもたらす訴訟となる場合があるという。

第2は、違反行為に対する公的執行を補足する役割としての、クラスアクションの必要性である。消費者個人と小企業は、司法省、FTC、州司法長官などの公的機関が制定法に基づいて行う執行に頼ることはできるが、公的機関は財源が限られていることから、違法行為を検出すること及び法執行が完全に行われることを期待することはできない。クラスアクションは、違法行為の追及だけでなく、公的機関の限定的な法執行を補うことにより重要な公の目的のための私的執行の役割も果たしている。特に、前述したように、違反企業が将来に向けてのコンプライアンス体制を築くための機会を与えるという役割を果たしている。公的機関が法執行に着手した場合には、それらの機関には達成できない広範囲の損害を把握して救済を与える方法として、クラスアクションは公的機関の役割を補足するというのである¹³⁴。Edward F. Sherman は、そのような意味では消費者クラスアクションは私的な司法長官の役割を果たしているといえるもので、真の勝利者であるとする。

この論点は、裁判というアクションによる、当事者以外の一般へのプラスの効果と思われる。クラスアクションのように規模が大きければ大きいほど、被告となった事業者側は真摯な体制の立て直しを余儀なくされ、それを監視する目の多さからも、効果が期待される。そして、そのような効果はしばしば、当事国内だけではなく外国にも及ぶ。昨今のわが国において、ジェネリック医薬品の普及が一般的になったことや、アスベスト問題が救済されてきていることは、数年前にそれらの問題が米国で顕在化したことが要因のひとつと思われる。また、わが国の行政にも影響したという意味において、Mark Moller が先に述べた準行政的役割にも通じる。

(6) 州裁判所における反トラスト法に基づくクラスアクション

反トラスト法に基づく民事訴訟は、私的訴訟、クラスアクション、ペアレンス・パトリー訴訟いづれであっても、連邦裁判所に提訴できる旨規定されている¹³⁵。したがって、反トラスト法上のクラスアクションは、訴額の制限なし

に連邦裁判所の管轄権が認められている¹³⁶。実際に、反トラスト法関連の大多数のクラスアクションは、連邦裁判所に提訴されている。しかし、反トラスト法に基づくクラスアクションについて、州裁判所への提訴が否定されるわけではない。州の反トラスト法に基づくクラスアクション¹³⁷、或いは消費者クラスアクションとペアレンス・パトリー訴訟が併合されている場合¹³⁸、もしくは間接的購入者によるクラスアクション¹³⁹等は、州裁判所に提訴された事例もある。もちろん、クラスアクション以外の反トラスト法に関する訴訟は、少なからず州裁判所に提訴されており、特に不当販売及び間接的購入についての被害回復を求める訴訟では、連邦法の厳格な解釈を避けて州裁判所に提訴する傾向が見られる¹⁴⁰。

反トラスト法上のクラスアクションについて訴訟数を挙げるとすると、1980年から2004年までの訴訟数を調査した数値は以下の表に表れている。

表4は、11の巡回区に属する州の反トラスト法上のクラスアクションの数値であり、カッコ内は当該州の州裁判所に提訴された訴訟数を示している。表の右端は、巡回区に属する州の25年間の合計を示している。表5は、11の巡回区控訴裁判所において審理された年代ごとの事件数である。合計は、各巡回区の25年間の合計であり、表4の巡回区に属する州の合計を加算したものが巡回区総計の数値である。右端の数値は、Lexisを検索するに当たり、「反トラスト法」と「クラスアクション」による検索で現れた巡回区ごとのクラスアクション数値であり、1960年代から2007年までの数値を示している。それらの訴訟事例の総数7586件から、Trade Casesに掲載された25年間のクラスアクション事例のみを抽出した数値の総計が837件である。

反トラスト法上のクラスアクションは1980年代以降減少傾向にあるとされているが¹⁴¹、以下の表の数値から推測できることは、州司法長官による訴訟に匹敵するほどの事件数があることである¹⁴²。表5の連邦控訴裁判所における訴訟の合計196件と表4に示した連邦地方裁判所の534件と州裁判所の107件の合計、さらに25年間における最高裁事件7件¹⁴³をあわせると844件となる。この数値には、1つの事件が地裁・高裁・最高裁と係属され、それぞれが

Trade Cases に掲載された 1 事件として加算された場合を考慮しても、約 800 件の反トラスト法上のクラスアクションが提起されたことになる。そして、表 4 及び表 5 の最下段の 5 年ごとの数値の推移をみると、2000 年代に入って再び増加傾向にあることがわかる。

州司法長官による州単独訴訟は 1990 年代から減少傾向にあるが、逆に多州間訴訟が増加した傾向にある。州司法長官による訴訟とクラスアクションのこれらの数値により推測されることは、どちらの訴訟形態も、多数の被害者のための一括請求という役割を果たしているものと思われる。

表 4

巡回区	管轄州	1980-84	85-89	90-94	95-99	2000-24	巡回区合計
1	メーン	1	0	1	0	0(1)	16(5)
	マサチューセッツ	5	2	0	2	2(2)	
	ニューハンプシャー	0	0	0	0	1(1)	
	ロードアイランド	0	0	1	0(1)	1	
2	コネチカット	1	0	0	0	2(3)	102(8)
	ニューヨーク	25(1)	9(1)	9	13	42(2)	
	バーモント	0	0	0	0	1(1)	
3	デラウェア	3	0	0	2	4	110
	ペンシルベニア	26	11	10	18	19	
	ニュージャージー	4	4	1	2	6	
4	メリーランド	3(1)	2	1	1	4	30(6)
	ノースカロライナ	1	0	2	0(1)	1(1)	
	サウスカロライナ	0(1)	0	0(1)	0	0	
	バージニア	2	2	0	0	0	
	ウエストバージニア	0	0	0	0(1)	0	
	コロンビア特別区	11	0	0	0	0	
5	ルイジアナ	2	0	0	0(1)	0(2)	21(7)
	ミシシッピ	0	0(1)	1	2	0	
	テキサス	4	1	1	3(1)	7(2)	
6	ケンタッキー	1	0	0	0	1	26(9)
	オハイオ	4	1	0	1	0(2)	
	ミシガン	4(1)	3	0	3	4(2)	
	テネシー	1	1	0	0(2)	2(2)	
7	イリノイ	23(3)	9(3)	5(1)	8(1)	12(1)	72(12)
	インディアナ	2	0	0	0	1(1)	
	ウイスコンシン	0	0	0(1)	3	9(1)	

8	アーカンソー	1	0	0	0	0	30(8)
	アイオワ	0	0	0	0	0(1)	
	ミネソタ	2	1(1)	11	3(1)	5(3)	
	ミズーリ	4	2	0	0	1	
	ネブラスカ	0	0	0	0	0(1)	
	ノースダコタ	0	0	0	0	0	
	サウスダコタ	0	0	0	0	0(1)	
9	アラスカ	0	0	0	1	0(3)	46(40)
	アリゾナ	3	1	0	1	1(3)	
	カリフォルニア	7(12)	3(6)	4	4(5)	8(6)	
	ハワイ	1	0	0	2(1)	0	
	ワシントン	0(1)	1(1)	1	0	0	
	アイダホ	0(1)	0	0(1)	0	0	
	モンタナ	0	0	0	0	0	
	ネバダ	0	0	1	1	0	
10	オレゴン	5	0	0	1	0	20(7)
	コロラド	2	2	1(1)	0	1(1)	
	カンサス	0	0	0	3(2)	6	
	ニューメキシコ	1(1)	2	0	0	0	
	オクラホマ	0	0	0	0	1(1)	
	ユタ	0	0	0	0	0	
11	ワイオミング	0	1(1)	0	0	0	61(5)
	アラバマ	2	0	2	4	3	
	フロリダ	4	2(1)	9	11(2)	5(2)	
	ジョージア	5	0	3	9	2	
計		160(22)	60(15)	64(5)	98(19)	152(46)	534(107)

表 5

巡回区	1980-84	85-89	90-94	95-99	2000-24	合計	管轄州事件 の合計	巡回区 総計	事件 総数
1	4	0	1	0	0	5	16(5)	25	311
2	4	4	0	0	7	15	102(8)	125	1253
3	7	2	6	6	11	32	110	143	1085
4	2	2	1	2	4	11	30(6)	47	449
5	20	7	1	4	4	36	21(7)	63	601
6	1	7	0	0	1	9	26(9)	44	573
7	9	4	3	3	7	26	72(12)	110	1123
8	4	4	2	3	2	15	30(8)	53	410
9	9	7	3	4	1	24	46(40)	110	1025
10	3	0	0	3	1	7	20(7)	34	279
11	1	4	1	3	7	16	61(5)	82	477
	64	41	18	28	45	196	534(107)	837	7586

8. まとめ

(1) クラスアクションとペアレンス・パトリー訴訟

クラスアクションについては、多くの批判がある。実際に、米国人はクラスアクションに対してどのように感じているのかについては、2003年にワシントンDCの商工会議所によるアンケートがある¹⁴⁴。そこでは、813名という限られた数値ではあるが、回答者のうち67%は制度改正が必要であると感じ、61%は消費者とクラスメンバーの利益は最小限に留まっている、47%は原告弁護士が最も利益を得ている、そして、74%はクラスアクションが価格を上昇させるもので訴訟自体を抑制すべきであると回答した。また、彼らのうちの40%は実際にクラスアクションのメンバーとしての通知を受け、訴訟の解決に参加した経験を持つ。そのうち43%は通知の内容が明確でなかったこと、30%は賠償を得るために必要な手続をとったが、53%は価値が認められるようなものを得られなかったという結果が出ている。このアンケートの結果で、一般的かどうかを判断することはできないが、すでに述べた学者の見解や制度改正の趣旨に沿ったものであるといえるであろう。

クラスアクションに対する批判のひとつとして州裁判所に集中したことの原因について、反トラスト訴訟に関しては、連邦法が未だ固持する間接的購入者理論の存在があると思われる。この理論に対抗する形で、多くの州は間接的購入者の原告適格を州法において認めている。また、不当販売に関しても、連邦法と州法では、損害を受けたと主張する原告側に有利な州法の規定及び州裁判所の判例が存在する¹⁴⁵。このように、連邦法と連邦裁判所の判断基準と、州法と州裁判所の判断基準が異なり、どちらかが主張する側にとって有利な場合には、有利な方に傾くのは自然なことである。しかし、司法全体の中立性・統一性からすると、米国の州裁判所と連邦裁判所の判断基準のずれ、及び連邦法と州法の規定の差異は、司法の一貫性と信頼を危うくすることになる。

クラスアクションとペアレンス・パトリー訴訟は、ある者が代表となって訴訟提起する点において類似するが、前者はイギリス法のエクイティに、後者はイギリス法のコモンローに由来する。エクイティは、一般語としては公平とか

正義とほとんど同じ意味に使われている¹⁴⁶。後者の由来となるコモンローが普通裁判所において適用され、法的安定性のために厳格な法的性格を有するのに対して、それを緩和する役割として大法官による衡平裁判所（chancery courts）において具体的な妥当な判断を行うという体制が築かれてきたものである¹⁴⁷。このように法原理は異なるが、1875年に裁判所は統合され、1938年に連邦民事訴訟規則が制定されてからは、コモンロー上の事件もエクイティ上の事件もすべてこの規則が適用されることとなった¹⁴⁸。

現在の両者の比較において顕著な違いは、前者は私人或いは私的弁護士が訴訟を進行し、後者は公的機関である独立行政官が訴訟を進行することである。これまで述べてきたように、後者に比較して前者に対する批判は大きく、その一番の原因は私的弁護士に対する評価である。今回の改正が、クラスアクションに対する批判を弱める効果を持つものかどうかは今後の判例の蓄積を待つことになるであろう。ペアレンス・パトリー訴訟については、1976年にHSR法の制定により反トラスト法上のペアレンス・パトリーの権限が州司法長官に認められて以来、改正の論議も実際の改正も行われていないこと、及び、批判的見解はそれほど多くない¹⁴⁹。クラスアクションは、裁判所に認可されて実質的な審理に入るまでに一定の時間がかかるのに比較して、ペアレンス・パトリー訴訟には代表原告の適格性等の認可手続はなく、迅速な審理を期待できる。両訴訟が勝訴或いは和解終結した場合の原告側の賠償金の分配について、後者の原告がより実質的な救済を得られることは、州司法長官に関して既に述べたことから容易に推察できる。以上から、両訴訟制度を比較した場合には、ペアレンス・パトリー訴訟制度が優勢であると思われる。しかし、ペアレンス・パトリー訴訟は、行政機関という限られた人材の中で執行されるという現実から、多数の被害者を網羅的に救済するわけではないという欠点がある。その点において、両方の訴訟制度が並行的に存在する理由はあるといえる。

(2) 米国反トラスト法上の消費者被害の救済

多数の少額被害は、通常は商品や役務の末端購入者である消費者が受ける。

しかし、消費者個人は、一人ひとりの被害額が少額であることから、その被害を回復するための行動を起こすインセンティブは非常に低く、また、被害回復の手段は被害以上に費用がかかることから、事実上、わが国における消費者の被害回復の道は閉ざされた状態にある。

米国における私的訴訟すなわち私人による損害賠償請求訴訟は、多くは違反企業の競争業者か他の事業者であるか、或いは多数の被害者の代表が訴訟提起するクラスアクションである。また、公的訴訟としての州司法長官による訴訟は、州の財政、州の機関或いは州内に居住する消費者の被害を代表した損害賠償請求である¹⁵⁰。すなわち、反トラスト法違反行為による多数の少額被害者を、州の公務員である司法長官が代表して訴訟提起し、得られた賠償金を被害者に分配するという消費者救済措置が採られている。このような州司法長官による訴訟は、全国レベルの大規模な事例についてはわが国でも紹介されてきた¹⁵¹。本稿においては、米国の各州に在籍する州司法長官の役割を研究することにより、彼らが、反トラスト法違反行為により損害を被った多数の少額被害者を救済するために、当該被害者となった州民を代表して州及び自らの名において違反行為者に対して民事訴訟を提起し、得られた賠償金を被害者に分配する重要な役割を果たしていることの実態について、過去 25 年間のほぼ全州の事例を分析した。一人ひとりの金銭的被害は少額であるために、自ら訴訟を提起して被害の回復を計ることは不可能であるが、同様の被害者が多数存在する状況は、典型的に反トラスト法領域において起こっている。そのことは、これまで述べてきた反トラスト法関連の多数の判例から明らかである。

これまでの専門家による米国反トラスト法の研究は、連邦執行機関の活動と理論、及び連邦法に基づく判例である。したがって、州司法長官に関する本格的な研究は谷原教授の研究のみで¹⁵²、大多数の研究の中で州司法長官の活動について述べられているのは、ほんの数行である。そして、反トラスト法の執行は刑事罰のみで、損害賠償請求に関しては私人による 3 倍額賠償の 2 種類であるとの認識がなされてきた。米国反トラスト法における消費者の救済は、ごく一部の問題であり、しかも、わが国国土の約 25 倍の広さを有し、わが国の

人口の3倍の約3億人という広がりとはばらつきを有する。そこでの消費者の救済は、連邦の執行機関が直接に消費者のために法執行に関与することは稀であろう。連邦執行機関の消費者に対する取組は、消費者保護のために事業者等を取り締まるという間接的な法執行に限られる。それゆえに、各州の司法長官に消費者の救済及び地方の違反に対する直接的な法執行はゆだねられてきた。本稿において、多くの頁数を占めて分析した各州の司法長官による訴訟事例は、そのことを証明するものである。

¹ The Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvement Act of 1976

² Jim Ryan, Don R. Sampen “Suing on Behalf of the State: A Parens Patriae Primer” 684 Illinois Bar Journal December 1998

³ Board of Education v. Illinois State Board of Education, 810 F2d 707,711-12 (7th Cir, 1987) この事件は、イリノイ州の教育委員会が、金属板事業者の談合行為が反トラスト法違反であるとしてクラスアクションを提起し、公共機関としての購入者及び私的購入者としてのクラス認可を請求した。裁判所は、教育委員会の訴訟権限は法令により限られており、本件について訴訟提起できるのは文部省の権限であるとして、クラス認可を否定した。

⁴ Illinois v. Life of Mid-America Insurance Co., 805 F2d763, (7th Cir 1987) 州司法長官は8名の老齢の消費者を代表して訴訟提起したが、州司法長官が原告となることはほとんど名目上のものであるという理由により、連邦控訴審は、ベアレンス・パトリーの原告適格を否定した。他方、Maryland v. Louisiana, 451 U.S. 725, 737-39 (1981) この事件では、州民の一部や限定されたグループを代表したベアレンス・パトリー訴訟において、連邦最高裁の多数意見としては、消費者の損害は十分に広範囲に及んでおり、しかも比較的少額の損害であるために彼ら個人で訴訟提起することは期待できないとして、州司法長官の原告適格を認定した。

⁵ Alfred L. Snapp & Son, Inc., et al. v. Puerto Rico ex rel. 458. U.S. 592; 102 S. Ct. 3260; 73 L. Ed. 2d 995; 1982 U.S. Lexis 154; 50 U.S.L.W. 5035

⁶ Dennis P. Cuevas氏は、2004年当時、NAAGの消費者保護及び通信販売関連の法執行部長の職に在籍した。

⁷ 具体的に両氏は、以下の点を挙げている。

- ①すでにクラスアクションが提起されている場合にも、州司法長官は州民を代表して当該クラスアクションとの併合を求めることができる。
- ②クラスアクションの代表と州司法長官は、協力して代表を務めることも可能であるし、代表としての責任を分離して、裁判所に別々の命令を求めることもできる。
- ③当該併合された訴訟の和解条件に対して、州司法長官は当該和解条件に反対して、州民のためによりよい和解条件を提案することができるし、当該和解の判断に対

して控訴することも可能である。

④除外申出期間内であれば、州司法長官は除外を申し出て、州単独での損害回復を請求することもできる。

⁸ Edward Brunet “Improving Class Action Efficiency by Expanded Use of Parens Patriae Suits and Intervention” 74 Tul. L. Rev. 1919 (2000)

⁹ Kenneth W. Dam “Class Actions: Efficiency, Compensation, Deterrence, and Conflict of Interest” 4 J. Legal Stud. 47 (1975)

¹⁰ John C. Coffee, Jr “Rethinking the Class Action: A Policy Primer on Reform” 62 Ind. L.J. 625 (1987)

¹¹ Cornell W. Clayton, Jack McGuire “State Litigation Strategies and Policymaking in the U.S. Supreme Court” 11 Kan. J.L. & Pub. Pol’y 17 (2001)

¹² 1974年の第5巡回裁判所の会議において、Lewis Powell判事は、連邦裁判所における訴訟当事者に比較して、相手方となる州司法長官の訴訟追行の稚拙さを嘆いたといわれる。また、1978年の連邦判事の意識調査によると、57%の判事は、州司法長官の訴訟当事者としての適性には重大な問題があり、その問題はあらゆる種類の訴訟において最低レベルであるとの認識結果が出た。

¹³ Cornell W. Clayton, Jack McGuire. Supra. note 11. 18 法案の数値は、以下の論文から引用されている。Timothy Conlan, And the Beat Goes On: Intergovernmental Mandates and Preemption in the Era of Deregulation, 21 Publius 43 (1991)

¹⁴ Ibid. 23

¹⁵ Harry First “Delivering Remedies: The Role of the States in Antitrust Enforcement” 69 Geo. Wash. L. Rev. 1004 (2001)

¹⁶ Ibid. 1027

¹⁷ Ibid. 1028

¹⁸ 1981年、レーガン政権において連邦反トラスト局長に就任したバクスターは、経済効率性を重視したシカゴ学派に基づく反トラスト法の運用を行った結果、連邦反トラスト法の執行機関による執行は減少した。そのような連邦の執行を埋め合わせる形で、州司法長官による反トラスト法の執行は活発化した。拙稿「米国反トラスト法における州司法長官の役割」成蹊大学法学政治学研究第30号34頁(2004)

¹⁹ Harry First. Supra. note 15. 1029

²⁰ Stephen Calkins “Perspectives on State Federal Antitrust Enforcement” 53Duke. L.J. 673 (2003)

²¹ Ibid. 688

²² Richard A. Posner “Federalism and the Enforcement of Antitrust Laws by State Attorneys General” 2 Geo. J. L. & Pub. Pol’y 5 (2004)

²³ Posnerは、州司法長官が知事から選任されると断言しているが、その点は事実と異なる。2001年の時点で、43州の司法長官は選挙により選出され、州知事によって指名されている州は5州のみである。Jason Lynch “Federalism, Separation of Powers, and the Role of State Attorneys General in Multistate Litigation” 101 Colum. L. Rev. 1998,2002 (2001) より。

- ²⁴ 具体的には、州内に本社を置く事業者の競争者は他の州に所在する可能性があり、それらの競争者に訴訟費用を負わせることによって、州内の事業者を優遇しているとする。
- ²⁵ Jack Ratliff “Parens Patriae : An Overview” 74 Tulane. Law. Review. 1847 (2000)
- ²⁶ David A. Dana “Public Interest and Private Lawyers: Toward normative Evolution of Parens Patriae Litigation by Contingency Fee” 51 Depaul L. Rev. 315 (2001)
- ²⁷ 山口和男編『現代民事裁判の課題⑦損害賠償』87頁 (1989)
- ²⁸ Illinois Brick Co. v. Illinois. 431 U.S.720 (1977)
- ²⁹ Hanover Shoe, Inc. v. United Shoe Machinery Corp. 392 U.S.481 (1968)
- ³⁰ ① Roger D. Blair, Jeffrey L. Harrison “Reexamining the Role of Illinois Brick in Modern Antitrust Standing Analysis” 68 Geo. Wash. L. Rev. 1 (1999)
- ② Ivy Johnson “Restitution on Behalf of Indirect Purchasers: Opening the Backdoor to Illinois Brick” 57 Wash & Lee L. Rev. 1005 (2000)
- ③ Kevin J. O’Connor “Is the Illinois Brick Wall Crumbling?” 15 Antitrust ABA 34 (2001)
- ④ Jonathan T. Tomlin and Dale J. Giali “Federalism and the Indirect Purchaser MESS” 11 Geo. Mason L. Rev. 157 (2002)
- ³¹ Susan Harriman “Parens Patriae Actions on Behalf of Indirect Purchasers” 34Hastings L.J 179 (1982)
- ³² House Report7-8 (H.R.Rep. No.94-499. 94thCong…1st Sess. 7-8 (1975) , Senate Report40-41 (S.Rep. No.94-803. 94th Cong…2nd Sess. 40-41 (1976)
- ³³ State of Vermont v. Densmore Brick Co., Inc.U.S.Dist.Lexis11581; P63,347 この事件は、被告であるバーモント州の小売業者から Jotul ブランドのストーブを購入した州市民のすべてを代表して、バーモント州司法長官がベアレンス・パトリー訴訟を提起した事件である。原告は、被告に対してシャーマン法1条違反を理由に3倍額賠償と差止を求めた。州が主張するところによると、被告は州内の小売業者に対してストーブの希望小売価格を提示してその価格を広告し販売するよう指示し、その指示に従わないか、従わないという疑いのある小売業者を取引停止したということである。被告は、州が間接的購入者を代理したことは Illinois Brick 判決の下では無効であると抗弁して、サマリージャッジメントを求めた。
- ³⁴ その政策的考慮とは、Hanover Shoe 判決との均衡を保つために、「反トラスト法の損害賠償訴訟において、損害転嫁理論を適用する場合には、原告と被告両者に対等に適用されなければならない」ということである。Hanover Shoe 事件において被告のメーカーや配給業者が損害転嫁理論の抗弁の利用を禁止されたのであるから、同様に、メーカーや配給業者から損害を受けた間接的購入者も、損害転嫁理論を攻撃として利用することは許されない。連邦裁判所は、この結論に至るために二つの理由をあげた。第一点は、損害転嫁理論を攻撃の利用に許し、抗弁の利用に許さないとするれば、被告に対して実質的に複数の責任を負わせることになる。第二点は、損害立証の複雑化の要因に対して、均衡的な対応が必要なことは Hanover Shoe 判決において既に明らかにされている、という理由による。

- ³⁵ Petroleum Products Antitrust Litigation 502 F. Supp. 1092; 1980 U.S. Dist. LEXIS 14953; P63,637
- ³⁶ Commonwealth of Pennsylvania v. Mid-Atlantic Toyota Distributors, Inc., 704 F.2d 125; 1983 U.S. App. P65,291
- ³⁷ Stephen Calkins. Supra. note 20. 673
- ³⁸ 拙稿「米国におけるペアレンス・パトリー訴訟制度と賠償金の分配〔下〕」国際商事 Vol.31.No.7. 941 頁 (2003)
- ³⁹ Blue Shird of Virginia v. McCready. 475 U.S. 465; P64,791 (1982)
- ⁴⁰ Stephen Calkins. Supra. note 36,678
 しかし、未だ間接的購入者の賠償請求権を制限する規定を有する州もある。
 ①ロードアイランド州法 (R.I. Gen. Laws6-36-12) は州司法長官のペアレンス・パトリー訴訟の規定において、当該訴訟で代表された個人或いは公的機関が被告との関係において間接的な被害者である場合には、裁判所は賠償金の額を制限するか賠償を否定すると規定している。
 ②イリノイ州法 (740ILCS10/7) は、間接的購入者の請求権は州司法長官の代表するクラスアクションでのみ認められると規定している。
 ③ルイジアナ州法 (La.R.S.51:137) は、間接的購入者の請求権を否定すると明示している。
- ⁴¹ ①Union Carbide Co et al. v. the Superior Court of the City and County of San Francisco. 36 Cal. 3d 15; 679 P.2d 14; Lexis173; P65,983 この事件は、被告の価格引き上げに対する3倍額損害賠償訴訟において、被告の産業用ガスを配給者を通して購入した間接的購入者も当事者に含めたことに対する異議申し立てに対し、裁判所は、カリフォルニア州法 Cal. Bus. & Prof. Code 16750(a)条は、たとえ直接購入者が連邦の請求を行った場合であっても、間接的購入者の損害回復を認めているとして、間接的購入者の排除を試みた申立を拒否した。
 ②Crown Oil Corporation et al. v. The Superior Court for the City and County of San Francisco; Lapidus Popcorn, Inc. 177 Cal. App. 3d 604; 223 Cal. Rptr. 164; 1986 Cal. App. Lexis 2577; P66,984 ココナッツオイルの間接的購入者の3倍額賠償訴訟において、カリフォルニア州法は連邦法に抵触するものではないとして、被告の異議申し立てを退けた下級審の判断を認めた。
 ③B.W.I. Custom Kitchen, v. Owens-Illinois, Inc., et al., 191 Cal. App. 3d 1341; 235 Cal. Rptr. 228; 1987 Cal. App. Lexis1726; P68,053 ガラス容器の間接的購入者が、そのメーカーの価格引き上げ行為を理由として Cartwright Act (Cal. Bus. & Prof. Code 16700) 及び州の不正競争規制法違反でクラスアクションの認可を求めた。トライアルは、間接的購入者であることを理由としてクラスの認可を否定したが、控訴審はトライアの判断を破棄し、間接的購入者のクラスを認可した。
- ⁴² Commonwealth of Massachusetts v. CR. Inc. (Mass. Super. Ct) No.60280. P65424
 ビールのコンテナ回収業者の違反行為に対して、州が間接的購入者を代表してペアレンス・パトリー訴訟を提訴した事件において、裁判所は、州は当該権限において刑罰及び差止請求することはできるが、間接的購入者の救済は Illinois Brick 事件によっ

てその損害賠償は認められないとした。

⁴³ State of Maryland v. Jonathan Logan, Inc. Court of Appeals of Maryland 301 Md. 63; 482 A.2d 1; 1984 Md. Lexis350; P66,223 被告の再販売価格維持の共謀に対して、州がペアレンス・パトリーの権限において消費者を代表して賠償請求及び差止の訴訟を提起したが、地裁・高裁共に州法 Md. Code Ann. Com. Law. ア 11-209(a)条は州に対して第三者（間接的購入者）のための賠償請求権を認めていないこと、そして差止についての請求に失敗したとして州の請求を拒否した。同法は州に対して法令を実施するための差止命令の権限を付与しているが、そのためには、損害を受けた個人の名の下に訴訟提起するか、州自身が直接に提訴する利益を有する場合であって、単に影響を受けた個人のための損害回復を求めることはできない。さらに、訴訟が提起された時点において被告の共謀行為が継続していたことについての主張に失敗したと述べた。

⁴⁴ ① Tip Top Farms, Inc., v. Dairylea Cooperative, Inc., (Action No. 1.) ; Park Lane Dairies, Inc., et al., v. Dairylea Cooperative, Inc. (Action No. 2.) ; Jerome Dairy Co., Inc., v. Dairylea Cooperative, Inc., (Action No. 3.) 114 A.D.2d 12; 497 N.Y.S.2d 99; 1985 N.Y. App. Div. Lexis52949; P66,915 この事件は、被告であるミルクの卸売業者が1979年の反トラスト訴訟 (In re Folding Carton Antitrust Litig. 75 FRD 727 イリノイ州北部地区連邦地裁) の和解によりミルクメーカーの出資した和解ファンドから直接購入者としての和解金を受け取った。その和解金には本件原告らに転嫁された金額も含まれていたという。前記訴訟においては間接的購入者が排除されている。そこで、原告らは被告の受けた賠償金から間接的購入者である原告らの損害部分を請求した事件であるが、ニューヨーク州最高裁は、Illinois Brick 判決に依拠して原告らの請求を拒否した。

② State of New York v. Cedar Park Concrete Corp., Century-Maxim Construction Corp. 665 F. Supp. 238; 1987 U.S. Dist. Lexis5450. P67,615 ニューヨーク州は、被告らの建設業者が談合を行ったことにより損害を被ったとしてクレイトン法及びN.Y.Gen.Bus. 法 340条・342-b条を根拠として提訴した。州は損害賠償と差止を請求し、被告らは原告の請求却下を申し立てた。裁判所は、342-b条は真の被害者を代表して州が原告となることを認めているので、州が問題となっている共謀行為の直接購入者である必要はないが、3倍額賠償請求は直接被害者のみに認められる請求権であると判断した。したがって、被告の申し立てた州の3倍額賠償請求に対する却下請求は容認されたが、その他の却下請求は否定された。

⁴⁵ ニューヨーク州のドネリー法 (N.Y.CLS.Gen.Bus) 340条は、独占及び取引制限となる契約或いは協定を規制しており、第5項において4年の時効、第6項において、直接及び間接購入者の提訴件を認め、被告となる者に損害転嫁の抗弁権を認めている。

⁴⁶ James J. Keating, d.b.a. Jim Keating I.C.O. v. Philip Morris, Inc., American Brands, Inc., Brown & Williamson Tobacco Corp., Liggett & Myers, Inc., Lorillard, Inc., R. J. Reynolds Industries, 417 N.W.2d 132; 1987 Minn. App. Lexis5125; P67,801 この事件は、タバコメーカーの価格拘束に対して小売業者がクラスアクションで損害賠償を請求した事件である。ミネソタ州法は1984年に修正されて間接的購入者は原告適格を有す

るが、本件クラスは数千万のメンバーで構成されているためにその維持管理が適切性を欠くとして、クラスアクションは不適當であるとされた。地裁は原告適格そのものを否定したが、控訴審はその部分については地裁の判断を破棄し、修正後の州法を根拠として原告らが被告を相手に請求する権限を認め、下級審に差し戻した。

⁴⁷ In Re: Warfarin Sodium Antitrust Litigation, 391 F.3d 516; 2004 U.S. App. Lexis25180; P74.632 この事件は、医薬品メーカーの価格拘束に対して購入者がクラスアクションを提起し、クラスメンバーに含まれる間接的購入者の3倍額賠償を認めた。

⁴⁸ Jim Ryan, Don R. Sampen. Supra. note 2.

⁴⁹ 拙稿「米国における消費者被害の一括的救済制度〔3〕」国際商事法務 Vol.39, No.10. 1422頁(表1)。

⁵⁰ Webサイトは、それらの判例すべてを掲載しているわけではないことは、Lexis及び日本の判例である判例体系の検索において感じることである。

⁵¹ ジェフリー・ハザード、ミケーレ・タルッフォ著。谷口監修、田邊訳『アメリカ民事訴訟法入門』232頁(1997)

⁵² Edward Brunet. Supra. note 8. 1933

⁵³ Neil Andrews “Multi-Party Proceedings in England : Representative and Group Actions” 11 Duke J. Comp.& Int'l L.249 (2001)

⁵⁴ 松下満雄『アメリカ独占禁止法』397頁(1990)

⁵⁵ この点に着目して、わが国においても1970年代からこの制度に対する関心が高まった。田中英夫・竹内昭夫「法の実現における私人の役割」法学協会雑誌・第89巻3号281頁(1972)、小島武司「消費者問題への一つのアプローチ」ジュリストNo.521. 88頁(1972)、谷口安平「クラスアクション運用上の諸問題」ジュリストNo.525. 47頁(1973)、新堂幸司「クラスアクション・アレルギーの予防のために」鈴木武雄古希記念論文集『現代商法学の課題・上』497頁(1975)等

⁵⁶ 国際法務戦略(月刊)Vol.V-5(1996), Vol.VI-5(1997), Vol.IX-2(2000), Vol.X-2(2001) 米国PL訴訟についての特集を掲載。

⁵⁷ 大村雅彦・三木浩一編『アメリカ民事訴訟法の理論』228頁(2006)

⁵⁸ 田中英夫『英米の司法』131頁(2001) エクイティを専門とする米国の一部の州における第1審裁判所であるとする。

⁵⁹ Glenn A. Danas “The Interstate Class Action Jurisdiction Act of 1999: Another Congressional Attempt to Federalize State Law” 49 Emory L.J. 1305,1308 (2000)

⁶⁰ Glenn A. Danasの前記論文によると「1849年」と記載しているが、Danasの引用した論文が調査不可能であった。桜田勝義「アメリカ民事訴訟法典の成立と発展」民商法雑誌52(4)31頁以下(1964年)によると、1848年に成立した民事訴訟法典に追加、修正を加えた修正民事訴訟法典が1849年に成立し、その特徴として「コモンローの訴訟形式や、衡平法上の特殊の訴訟形式を廃止して、伝統的訴訟技術を改め、簡単にして明瞭な言葉を持つ訴訟形式に改めた」とされている。Danasがこれをもって「1849年」と記した可能性はあるが、わが国における英米法学者である高柳賢三、田中和夫、田中英夫、浅香吉幹等の著作すべてにおいてフィールド法典を1848年としている。

混乱を避けるためにわが国法学者の表記に従うこととした。

⁶¹ 各州と採用年月日については、田中英夫『アメリカの歴史・上』412頁。

⁶² Glenn A. Danas. *Supra*. Note59. 1309

⁶³ *Ibid.* Footnote.n25、連邦民事訴訟規則の成り立ちについて浅香吉幹『アメリカ民事手続法』14～16頁(2000)

⁶⁴ その他に、連邦民事訴訟規則23条は、(d)項において「訴訟指揮に関する命令」、及び(e)項において「和解や同意に基づく却下」についての規定を有する。

⁶⁵ *Eisen v. Carlisle & Jacquelin et al.* 417U.S. 156 (1974)

⁶⁶ Mylan 薬剤価格協定事件(拙稿「最近の米国反トラスト訴訟における被害者の救済」成蹊大学法学政治学研究 第28号92頁以下.2003)は、FTCと32州のペアレンス・パトリー訴訟に医療機関等が別訴でクラスアクションを提起し、それらが併合されたものであるが、当該クラスアクションは1998年1月12日に提訴され、クラスが認可されたのは2001年6月14日である(*In re Lorazepate Antitrust Litigation*. U.S. Dist. C. Trade Cas. P73,344. 2001)。その他、後述するPritchett事件も、2003年4月2日に提訴され、クラスが認可されたのは2004年6月21日である。

⁶⁷ Linda Silberman “Vicissitude of the American Class Action-With a Comparative Eye” 7 *Tulane J. Int'l & Comp. L.* 201,208 (1999)

⁶⁸ [第一審 地裁判決(1966年)] 本件は、連邦民事訴訟規則23条a項(4)の要求する「代表当事者がクラス全員の利益を公正かつ適切に保護する」という要件を充足しえないとして、クラスアクション維持は不可能であると判示した。その控訴審(Eisen I)も同様の判断を行った。

[Eisen Iに基づく控訴審(Eisen II)] 本件は、クラスアクションであることを認めたくえで、その場合に同規則b(3)(D)が要求する「クラスアクションとした場合の、運営上生ずることが予想される困難」についての考慮が、クラスアクション維持可能性の判断上の最大の障害であることを指摘して、通知、代表の適当性、クラスアクションとしての維持可能性についての審理を求めて差し戻した。本件は、クラスメンバーへの適切な賠償に困難が伴うために、メンバーではなく弁護士にのみ利益をもたらす結果となる訴訟であり、そのような訴訟に係争させることには消極的にならざるを得ないことを指摘して、訴訟運営上の困難性(①最終的に得られた回復をクラスメンバーに分配することの困難性。②訴訟を提起する弁護士にしか利益を与えないような場合であれば、訴訟追行には消極的であること。)について、更なる検討を求めて地裁に差し戻した。

[差し戻し地裁判決] 一括賠償方式を採用し、実際に被害を受けたメンバーからの未請求額をもってファンドを設立し、端株取引についての差別額を裁判所が合理的と考える額まで減額し、その減額した分をファンドが負担する(未請求の賠償金は、いわば将来の端株取引者に分配される)。クラスメンバーは、個人・団体その他を含む約600万名のうち、225万名が判別された。個別の通知の費用は、通知書の作成、郵送費用として1名につき10セント、合計22万5千ドルである。その他400万名弱のメンバーへの公告による通知費用がかかる。これをどちらが負担するかについて、原告勝訴の可能性が高い場合には、被告が負担するとされた。

[控訴審 (EisenⅢ)(1973年)] クラスアクションは維持不可能であるとして棄却された。

- ⁶⁹ Mullane, Special Guardian, v. Central Hanover Bank & Trust Co., Trustee, et al. 339 U.S. 306; 70 S. Ct. 652; 94 L. Ed. 865; 1950 U.S. LEXIS 2070 この事件の判決によると、裁判所は、通知は訴訟手続上のデュープロセスという憲法上の保障を充足するための基本的要件であり、訴訟が追行されるということを利害関係者に知らせ、反対との意志が表示できる機会を保障するために、あらゆる状況下においても合理的に考慮されなければならないとしている。そして通知することが義務であるとき、合理的且つ憲法上有効であるためには、氏名、住所が判明している場合、公告による通知ではデュープロセスを充足しないと判示した。
- ⁷⁰ William H. Pryor Jr. “A Comparison of Abuses and Reforms of Class Actions and Multigovernment Lawsuits” 74 Tulane Law Review 1885,1893 (2000)
- ⁷¹ Linda Silberman Supra note66. 212 クラスがあまりに大きく、メンバーの確認が困難な場合には、インターネットによる通知を含めた公告による通知が許されるようになったとしている。
- ⁷² www.Moffett v Hilton Mold Class Action.com
- ⁷³ John C. Coffee, Jr “Rethinking the Class Action: A Policy Primer on Reform” 62 Ind. L.J. 625 (1987)
- ⁷⁴ William H. Pryor Jr. Supra. Note69,1885
- ⁷⁵ Martin H. Redish “Class Actions and the Democratic Difficulty: Rethinking the Intersection of Private Litigation and Public Goals” 2003 U. Chi. Legal F. 71, 77-83
- ⁷⁶ Linda Silberman. Supra. note 70. 215
- ⁷⁷ Deborah R. Hensler et al., Class Action Dilemmas: Pursuing Public Goals for Private Gain 403-407 (Rand Institute for Civil Justice 2000)
- ⁷⁸ Edward F. Sherman “Class Actions in the Gulf South and Beyond: Class Actions After the Class Action Fairness Act of 2005” 80 Tul. L. Rev. 1593,1595 (2006)
- ⁷⁹ Am. Tort Reform Ass’n, Judicial Hellholes 2005, <http://www.atra.org/reports/hellholes> ここでは、各年度における複数の州裁判所の不適切な判断を問題としている。2006年度においては、West Virginia, South Florida, Rio Grande Valley and Gulf Coast, Texas, Cook County, Illinois, Madison County, Illinois, St Clair County, Illinois の州裁判所への批判記事が掲載されている。
- ⁸⁰ Edward F. Sherman. Supra. note 77. 1614
- ⁸¹ Christopher R. Leslie, A Market-Based Approach to Coupon Settlements in Antitrust and Consumer Class Action Litigation, 49 UCLA L Rev 991, 1005-06 (2002)
- ⁸² Susan Beth Farmer “Cy Press Distributions in Parens Patriae Antitrust Actions Brought by State Attorneys General” 68 Fordham L. R. 361,404 (1999)
- ⁸³ John C. Coffee, Jr., “Class Wars: The Dilemma of the Mass Tort Class Action” 95 Colum L Rev 1343, 1367-68 (1995)
- ⁸⁴ Milton Handler, The Shift from Substantive to Procedural Innovations in Antitrust Suits - The Twenty-Third Annual Antitrust Review, 71 Colum. L. Rev. 1, 89 (1971)

- ⁸⁵ たとえば Glenn Danas. Supra. note 54. 1315, 及び John C. Coffee. Supra. note 74. 1349
- ⁸⁶ In the Matter of: Rhone-Poulenc Rorer Incorporated, et al., 51 F.3d 1293; 1995 U.S. App. LEXIS 5504
- ⁸⁷ William H. Pryor Jr. Supra. note 73. 1886-1891
- ⁸⁸ このような個別の問題は、連邦民事訴訟規則 23 条 a 項(2)の規定する「共通性」の要件に当てはまらないであろう。
- ⁸⁹ Richard B. Schmitt & Robert Langreth, AHP to Pay \$ 3.75 Billion in Diet Suits, Wall St. J., Oct. 8, 1999, at A3.
- ⁹⁰ David P. Hamilton & Robert A. Guth, Toshiba Explains Accord as Other PC Firms Study Suits, Wall St. J., Jan. 4, 2000, at B2.
- ⁹¹ In re Silicone Gel Breast Implant Prods. Liab. Litig., No. CIV.A.CV94-P- 11558-S, 1994 WL 578353, at 1 (N.D. Ala. Sept. 1, 1994) .
- ⁹² 「政府訴訟」は、その他の論文でも使用されている文言であり、DOJ 或いは FTC もしくは各州の司法長官による訴訟を含めて総称していると思われる。
- ⁹³ Howard M. Erichson “Coattail Class Actions: Reflections on Microsoft, Tobacco, and the Mixing of Public and Private Lawyering in Mass Litigation” 34 U. C. Davis L. R. 1.3 (2000)
- ⁹⁴ Wall Street Journal, Nov. 23, 1999, at A22, Washington Post, Dec. 2, 1999, at A38.
- ⁹⁵ Glenn A. Danas. Supra. note 58. 1331
- ⁹⁶ 1999 H.R. 1875; 106 H.R. 1875 この条文自体は、連邦法或いは州法にみられる通常の規定の仕方ではなく説明文体で、1 条に本法の名称と説明、2 条に立法の経緯、3 条に連邦地裁の管轄、4 条に州裁判所に提訴されたクラスアクションの連邦地裁への移送条件、5 条に施行について規定されている。
- ⁹⁷ Hon. Bob Goodlatte “Introduction of the Interstate Class Action Jurisdiction Act” 106th Congress, 1st Session. 145 Cong Rec E 1026
- ⁹⁸ 前記に訳した 1332 条は、修正前の条文を Web サイトで検索することが不可能なことから、実際には ICAJA により修正された後の内容となっている。
- ⁹⁹ Stephen D. Susman, Esq.FN “Class Actions: Consumer Sword Turned Corporate Shield?” 2003 U Chi Legal F1,15
- ¹⁰⁰ Public Law 109-2. [S.5] Feb.18.2005 Class Action Fairness Act of 2005
- ¹⁰¹ Pritchett v. Office Depot, Inc., 404 F.3d 1232 (10th Cir. Apr. 11, 2005)
- ¹⁰² ① Bush v. Cheaptickets, Inc., 425 F.3d 683 (9th Cir. 2005)
② Natale v. Pfizer, Inc., 2005 WL 2253622 (1st Cir. Sept. 16, 2005)
- ¹⁰³ Knudsen v. Liberty Mutual Insurance Co., 2005 WL 1389059 (7th Cir. June 7, 2005)
- ¹⁰⁴ Adams v. Federal Materials Company, Inc., 2005 WL 1062378 (W.D. Ky. July 28, 2005)
- ¹⁰⁵ Braud v. Transport Service Co. of Ill., 2006 WL 880051 (5th Cir. Apr. 6, 2006)
- ¹⁰⁶ Heaphy v. State Farm Mutual Automobile Insurance Co., 2005 WL 1950244 (W.D. Wash. Aug. 15, 2005)

- ¹⁰⁷ Abrego v. The Dow Chemical Co., 2006 WL 864300 (9th Cir. Apr. 4, 2006)
- ¹⁰⁸ Fiore v. First American Title Ins. Co., 2005 WL 3434074 (S.D. Ill. Dec. 13, 2005)
- ¹⁰⁹ Brill v. Countrywide Home Loans, Inc., 427 F.3d 446 (7th Cir. 2005)
- ¹¹⁰ ① Evans v. Walter Industries, Inc., 2006 WL 1374688 (11th Cir. May 22, 2006)
- ② Patterson v. Dean Morris, LLP, 444 F.3d 365 (5th Cir. 2006)
- ③ Pritchett v. Office Depot, Inc., 420 F.3d 1090, 1093 (10th Cir. 2005)
- ¹¹¹ 実際には、CAFAは2005年だけでなく「2001年CAFA」というように複数回の改正が行われてきた。
- ¹¹² George F. Sanderson “Congressional Involvement in Class Action Reform: A Survey of Legislative Proposals Past and Present” 2 N.Y.U. J. Legis. & Pub. Pol’y 315, 344 (1999)
- ¹¹³ Theodore Eisenberg & Geoffrey P. Miller, Attorneys’ Fees in Class Action Settlements: An Empirical Study, 1 J. Emp. Legal Stud. 27, 27 (2004) この論文は、Myriam Gilles and Gary B. Friedman が引用しているが、実際に論文を検索することはできなかった。
- ¹¹⁴ Myriam Gilles and Gary B. Friedman Article: Exploding the Class Action Agency Costs Myth: The Social Utility of Entrepreneurial Lawyers 155 U. Pa. L. Rev. 103,131 (2006) Footnote.120.
- ¹¹⁵ Ibid.133
- ¹¹⁶ Linda Silberman. Supra. note 75. 217
- ¹¹⁷ Mohsen Manesh “The New Class Action Rule: Procedural Reforms in an Ethical Vacuum” 18 Geo. J. Legal Ethics 923 (2005)
- ¹¹⁸ Jordan S. Ginsberg “Class Action Notice: The Internet’s Time Has Come” 2003 U. Chi. Legal F.739,740 (2003) , Jennifer Mingus “E-Mail: A Constitutional Method of Transmitting Class Action Notice” 47Clev. St. L. Rev. 87 (1999)
- ¹¹⁹ Stephen Calkins “An Enforcement Official’s Reflections on Antitrust Class Actions” 39 Ariz. L. Rev. 413 (1997)
- ¹²⁰ Ibid. 440
- ¹²¹ Ibid. 441
- ¹²² Mark Moller “Class Action Lawmaking: An Administrative Law Model” 11 Tex. Rev. Law & Pol. 39,41 (2006)
- ¹²³ Phillips Petroleum Co. v. Shutts, 472 U.S. 797, 809 (1985) しかし、この事件自体は、特定の州裁判所に複数の州の居住者の請求をまとめて提訴された事案について、他の州民にも特定の州法を適用することはデュープロセスに反して許されないとした。
- ¹²⁴ Susan Beth Farmer. Supra. note 81.
- ¹²⁵ In Re Western New York Coupon Litigation by Dennis C. Vacco, Attorney General of The State of New York. U. S. Dist. Lexis17982 (1998)
- ¹²⁶ Edward F. Sherman. Supra. note 79. 1614
- ¹²⁷ Zahn v. International Paper Co., 414 U.S. 291 (1973)
- ¹²⁸ 齋藤康弘・上田淳史「米国クラスアクション公正法の評価と日本事業者への影響」

商事法務 No.1769. 39 頁 (2006)

¹²⁹ Exxon Mobil Corp. v. Allapattah Services, Inc. 125S.Ct. 2611 (2005)

¹³⁰ Edward F. Sherman. Supra. note 125. 1603

¹³¹ Ibid. 1603

¹³² Edward F. Sherman “University of Maine School of Law Lecture Series: Edward S. Godfrey Distinguished Visiting Professor Lecture: Consumer Class Actions: Who are the Real Winners?” 56 Me. L. Rev. 223 (2004)

¹³³ Ibid. 232

¹³⁴ Ibid. 236

¹³⁵ Title15. Commerce and Trade Chapter 1. Monopolies and Combinations in Restraint of Trade 15 USCS § 15c (2005)

¹³⁶ 上原敏夫「団体訴訟・クラスアクションの研究」146 頁 (2001)

¹³⁷ Pacific Gas and Electric Co. v. County of Stanislaus. 16 Cal. 4th 1143; 947 P.2d 291; 69 Cal. Rptr. 2d 329; 1997 Cal. Lexis7903; P71,996 この事件は、カリフォルニア州の特定の郡がガス会社と電力会社を相手取り、シャーマン法 1 条違反及び Wilson 関税法違反、不正行為規制法違反を理由として住民を代表したクラスアクションを提起し、ガス会社及び電力会社も郡の提訴権限を争った。地裁は郡の提訴権限を認めたため、企業側が上訴した事件である。上訴審は、Cartwright 法 Cal. Bus. & Pro. Code アア 16750, 16754, 16760 条は郡の反トラスト訴訟適格を明確に否定するものではないとして、下級審の判断を是認した。

¹³⁸ Tina L. Nicholson, Michael Armstrong, and Merrill J. Fowler, v. F. Hoffmann-Laroché, LTD., et al. 156 N.C. App. 206; 576 S.E.2d 363; 2003 N.C. App. Lexis71; P73,982 ビタミン剤の価格拘束に対するクラスアクションとベアレンス・パトリー訴訟について、裁判所によりクラスは事業者クラスと消費者クラスに分割された。消費者クラスの和解内容に反対した個人が別のクラスを代表して訴訟参加を求めて控訴した事案において、当該訴訟参加は否定された。

¹³⁹ Bunker’s Glass Co. v. Pilkington plc, Philip Morris USA Inc., 206 Ariz. 9; 75 P.3d 99; 2003 Ariz. Lexis109; 415 Ariz. Adv. Rep. 33; P74,124 タバコ販売者から購入した末端消費者が、メーカーの行った価格拘束による直接購入者の損害は末端消費者の購入価格に転嫁されていることを理由として損害賠償を求めたクラスアクションにおいて、間接的購入者の主張が認められた事案である。一方、Illinois Brick 事件最高裁判決を根拠として否定された事案もある (Louis Sickles, v. Cabot Corp, 379 N.J. Super. 100; 877 A.2d 267; 2005 N.J. Super. Lexis217; P74,858)。

¹⁴⁰ 拙稿「米国の州における不当販売の規制と最近の判例の動向」(成蹊大学法学政治学研究 第 31 号 1 頁以下, 2005 年) に紹介した 30 事例のうち、16 件は州裁判所に提訴されている。間接的購入者については、別章に述べたように、州法に間接的購入者の原告適格を認める規定を有する州が米国内の約 70% であることから、それに関する事例が多くあることは容易に予測される。

¹⁴¹ 浅香吉幹. 前掲脚注 63. 42 頁

¹⁴² 前掲脚注 49. 表 1 の州単独訴訟とベアレンス・パトリー訴訟の合計は約 700 件である。

- ¹⁴³ ① Federated Department Stores, Inc., et al. v. Moitie et al. 452 U.S. 394; 101 S. Ct. 2424; 69 L. Ed. 2d 103; 1981 U.S. Lexis 123; 49 U.S.L.W. 4687; P64,124 (1981)
- ② Pillsbury Co. et al. v. Conboy 459 U.S. 248; 103 S. Ct. 608; 74 L. Ed. 2d 430; 1983 U.S. LEXIS 124; 51 U.S.L.W. 4061; P65,133
- ③ Associated General Contractors of California, Inc. v. California State Council of Carpenters et al. 459 U.S. 519; 103 S. Ct. 897; 74 L. Ed. 2d 723; 1983 U.S. Lexis 128; 51 U.S.L.W. 4139; P65,226
- ④ Illinois v. Abbott & Associates, Inc., et al. 460 U.S. 557; 103 S. Ct. 1356; 75 L. Ed. 2d 281; 1983 U.S. Lexis 136; 51 U.S.L.W. 4311; P65,290
- ⑤ Square D Co. et al. v. Niagara Frontier Tariff Bureau, Inc., et al. 476 U.S. 409; 106 S. Ct. 1922; 90 L. Ed. 2d 413; 1986 U.S. Lexis 76; 54 U.S.L.W. 4520; P67,105
- ⑥ Verizon Communications Inc., v. Law Offices of Curtis V. Trinko, LLP 540 U.S. 398; 124 S. Ct. 872; 157 L. Ed. 2d 823; 2004 U.S. Lexis 657; 72 U.S.L.W. 4114; P74,241
- ⑦ F. Hoffmann-La Roche Ltd, et al., v. Empagran S.A. et al. 542 U.S. 155; 124 S. Ct. 2359; 159 L. Ed. 2d 226; 2004 U.S. Lexis 4174; 72 U.S.L.W. 4501; P74,448
- ¹⁴⁴ <http://www.uschamber.com/press/releases/2003/march/03-40.htm>.
- ¹⁴⁵ 拙稿「米国の州における不当廉売規制と最近の判例の動向」公正取引 No.673. 25 頁以下 (2006)
- ¹⁴⁶ 高柳賢三『英米法の基礎』175 頁 (1964)
- ¹⁴⁷ 田中和夫『英米法の基礎』90 頁 (1949)
- ¹⁴⁸ 高柳賢三『英米法原理論』214 頁 (1957)
- ¹⁴⁹ 第 4 章「州司法長官に権限及び活動に対する法学者の見解」参照。
- ¹⁵⁰ 反トラスト法上の州司法長官の権限は、連邦法である HSR 法に「州に居住する自然人」を代表して損害賠償訴訟を提起することができる旨規定するが、第 3 章において分析したように、各州法の規定においては、自然人の他州の機関や事業者をも代表することができる旨の規定を有する州がある。
- ¹⁵¹ 佐藤潤「最近のアメリカにおける再販規制の動向〔4〕」公正取引 No.569. 57 頁(1998)
- ¹⁵² 谷原修身「Parens Patriae 反トラスト訴訟の問題点」公正取引 329-331 号 (1978) また、近時まで検討されてきた「独占禁止法問題研究会」では、岩橋東大教授及び中川神戸大教授による米国反トラスト法の調査において、州の行政機関による損害賠償請求訴訟が行われていることが報告されている。